

(別冊)

事業報告書

平成 22 年度
(第 1 期事業年度)

自：平成 22 年 4 月 1 日

至：平成 23 年 3 月 31 日

独立行政法人 国立成育医療研究センター

独立行政法人国立成育医療研究センター 平成22年度事業報告書

1. 国民の皆さまへ

独立行政法人国立成育医療研究センターは、平成22年4月1日、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年(法律第93号)に基づき、国立成育医療センターから独立行政法人国立成育医療研究センター（以下、「センター」という。）へと移行いたしました。

当センターは、全国に6あります国立高度専門医療研究センターの1つであり、成育医療（母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患等の疾患で、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とする疾患に係る医療）に関する研究、医療の提供、それに関わる人材の育成等に取り組んでおります。

特に、高度先駆的医療の開発及び標準医療を確立していくために、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要であることから、センターにおいては研究基盤を強化するため、センター内にあります研究所と病院等の組織の連携強化に、独立行政法人への移行を機に努めているところです。その思いも込め、センターの名称にも「研究」が加わっております。

また、国民の皆さまに必要とされる成育医療の提供に努めるとともに、その医療を提供する人材の育成も急務であると認識しており、センター内外の医療従事者への研修に取り組んでいるところです。

経営に関しましては、安定的な経営基盤の構築に向けて事業の徹底的な効率化を図り、平成22年度の目標としておりました経常収支率（101%以上）を達成いたしました。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

独立行政法人国立成育医療研究センターは、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としております。

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第3条第5項）

② 業務内容

当センターは、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第3条第5項の目的を達成するため、以下の業務を行います。

（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第17条）

- 一 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 一に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。

四 一～三に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

五 一～四に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

③ 沿革

平成 14 年 3 月 国立大蔵病院と国立小児病院とを統合し、国立成育医療センターを設立

平成 22 年 4 月 独立行政法人国立成育医療研究センターとして設立

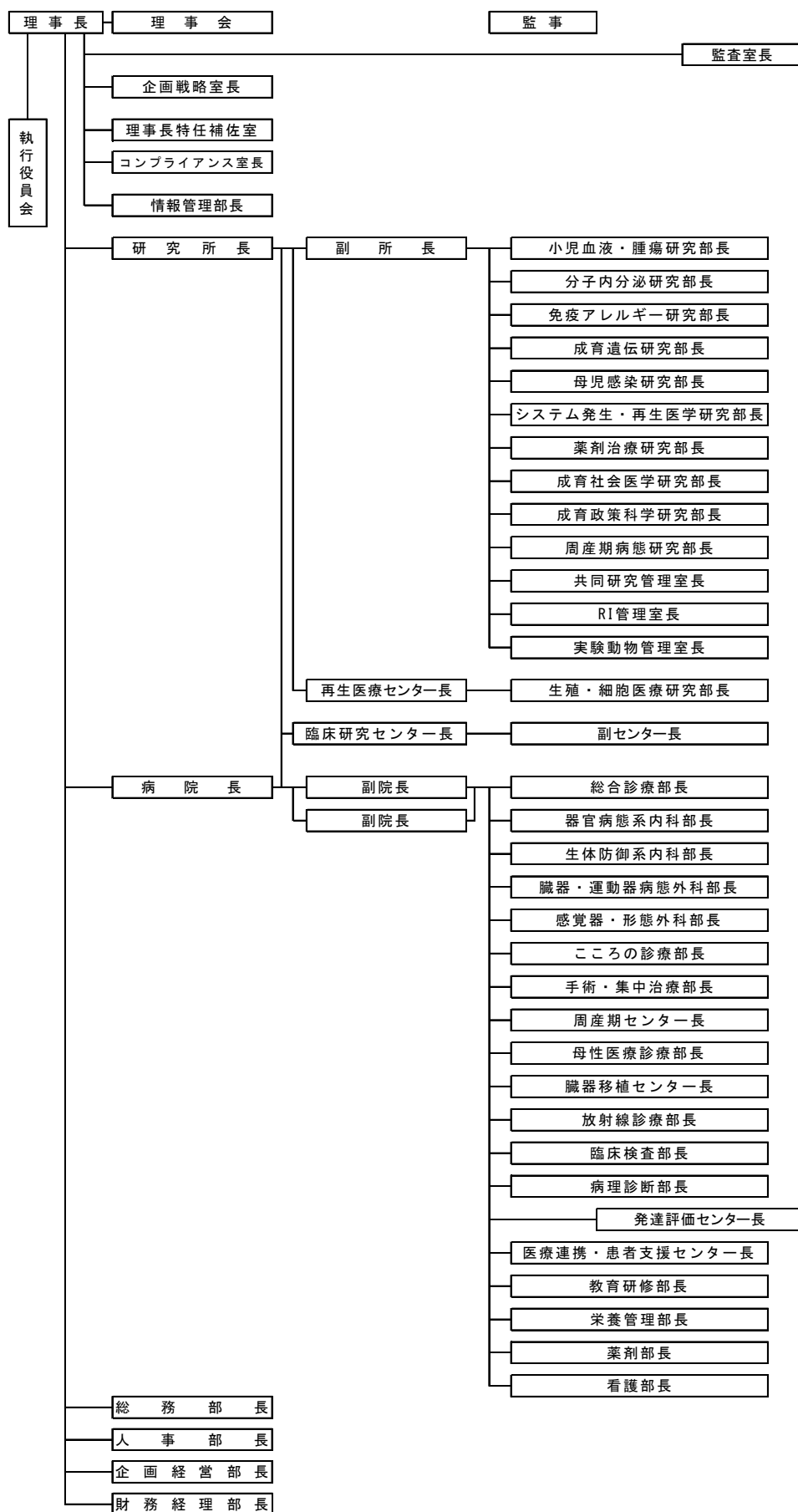
④ 設立根拠法

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）

⑤ 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣（厚生労働省医政局国立病院課）

⑥ 組織図（平成23年5月1日現在）



(2) 法人の住所

東京都世田谷区大蔵二丁目10番1号

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	34,222	2,264	0	36,486

(4) 役員の状況

(平成23年4月1日現在)

役職	氏名	任期	経歴
理事長	加藤 達夫	自 平成22年4月1日 至 平成24年3月31日	平成19年4月 国立成育医療センター総長 平成22年4月 (現職)
理 事 (非常勤)	五十嵐 隆	自 平成22年4月1日 至 平成24年3月31日	平成12年 東京大学大学院医学系研究科教授 平成22年4月 (現職)
理 事 (非常勤)	木村 正治	自 平成22年4月1日 至 平成24年3月31日	元日本アイビーエム常務執行役員 平成22年4月 (現職)
理 事 (非常勤)	濱田 正文	自 平成22年4月1日 至 平成24年3月31日	元興銀ファイナンス代表取締役社長 平成22年4月 (現職)
監 事 (非常勤)	石井 孝宜	自 平成22年4月1日 至 平成24年3月31日	公認会計士 石井公認会計士事務所 平成22年4月 (現職)
監 事 (非常勤)	鈴木 和男	自 平成22年4月1日 至 平成24年3月31日	公認会計士 公認会計士鈴木和男事務所 平成22年4月 (現職)

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成23年1月1日において813人（設立初年度のため前年比無し）であり、平均年齢は36.4歳（設立初年度のため前年比無し）となっています。このうち、国等からの出向者は4人です。

3. 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表 (http://www.ncchd.go.jp/center/information/houjin_honbu/zaimu.html)

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	7,587	流動負債	4,970
現金及び預金	3,663	一年以内返済長期借入金	683
医業未収金	2,836	買掛金	647
たな卸資産	219	未払金	1,683
その他	869	一年以内支払リース債務	616
固定資産	47,529	賞与引当金	434
有形固定資産	47,426	その他	907
無形固定資産	103	固定負債	10,623
投資その他資産	0	長期借入金	8,881
		リース債務	1,115
		引当金	42
		その他	585
		負債合計	15,593
		純資産の部	金額
		資本金	36,486
		資本剰余金	1,858
		利益剰余金	1,178
		純資産合計	39,522
資産合計	55,116	負債純資産合計	55,116

注) 係数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

② 損益計算書 (http://www.ncchd.go.jp/center/information/houjin_honbu/zaimu.html)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常費用 (A)	18,955
業務費	18,142
人件費	8,551
減価償却費	1,818
その他	7,774
一般管理費	665
人件費	439
減価償却費	7
その他	218
財務費用	146
その他経常費用	2
経常収益 (B)	20,173
運営費交付金収益	4,648
補助金等収益	68
業務収益	15,178
寄附金収益	13
資産見返負債戻入	16
その他経常収益	250
臨時損益 (C)	△ 39
当期純利益 (B-A+C)	1,178

注) 係数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

③ キャッシュ・フロー計算書

(http://www.ncchd.go.jp/center/information/houjin_honbu/zaimu.html)

(単位:百万円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	3,027
人件費支出	△ 8,258
運営費交付金収入	5,008
自己収入	12,275
その他の収入・支出	△ 5,998
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 2,352
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	2,988
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	3,663
V 資金期首残高	0
VI 資金期末残高 (F=D+E)	3,663

④ 行政サービス実施コスト計算書

(http://www.ncchd.go.jp/center/information/houjin_honbu/zaimu.html)

(単位:百万円)

科 目	金 額
I 業務費用	4,302
損益計算書上の費用	19,519
(控除) 自己収入等	△ 15,217
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	432
III 損益外除売却差額相当額	1
IV 引当外退職給付増加見積額	439
V 機会費用	455
VI 行政サービス実施コスト	5,629

◇ 財務諸表の科目について（主なもの）

① 貸借対照表

流動資産

現金及び預金	：現金、預金
医業未収金	：医業収益に対する未収金
たな卸資産	：医薬品、診療材料、給食用材料等

固定資産

有形固定資産	：土地、建物、医療用器械備品等
無形固定資産	：ソフトウェア、電話加入権等
投資その他資産	：破産更生債権等

流動負債

一年以内返済長期借入金	：長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来するもの
買掛金	：医薬品、診療材料、給食材料に係る未払債務
未払金	：買掛金以外の未払債務
一年以内支払リース債務	：リース債務のうち1年以内に支払期限が到来するもの
賞与引当金	：支給対象期間に基づき定期に支給する職員賞与に対する引当金

固定負債

長期借入金	：財政融資資金 (一年以内返済長期借入金に該当するものを除く)
リース債務	：ファイナンス・リース取引に係る債務 (一年以内支払リース債務に該当するものを除く)

引当金

(退職給付引当金)	：将来支払われる退職給付に備えて設定される引当金
(環境対策引当金)	：将来支払われる PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処分等に備えて設定される引当金

純資産

資本金	：政府による出資金
資本剰余金	：平成 22 年 2、3 月分診療報酬請求額で法人設立時に医業未収金として承継したもの及び損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額
利益剰余金	：業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業務費	：独立行政法人の業務に要した費用
人件費	：給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費（一般管理費で整理するものを除く）
減価償却費	：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費（一般管理費で整理するものを除く）

一般管理費	: 役員及び事務部門等に係る給与費、経費（減価償却費を含む）、全役職員の退職手当一時金等
財務費用	: 長期借入金に係る支払利息等
その他経常費用	: 支払手数料等
運営費交付金収益	: 国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
補助金等収益	: 国・地方公共団体からの補助金等のうち、当期の収益として認識した収益
業務収益	: 医業に係る収益、委託を受けて行う研究に係る収益等
寄附金収益	: 寄附金のうち、当期の収益として認識した収益
資産見返負債戻入	: 運営費交付金・補助金等により取得した業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返負債から振り替えた収益
臨時損益	
（臨時損失）	: 固定資産の除売却損及び国から贈与された物品のうち、資産ではなく、費用として整理されたものに係る費用等
（臨時利益）	: 国から贈与された物品のうち、資産ではなく、費用として整理されたものに係る受贈益等

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	: 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、医薬品費、材料費等のサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	: 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得による支出等が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	: 長期借入金の借入・返済による収入・支出等の資金の調達及び返済等を表す

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用	: 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用
損益外減価償却相当額	: 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）
損益外除売却差額相当額	: 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産を除却した際の除売却差額相当額
引当外退職給付増加見積額	: 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金増加見積額）

機会費用 : 独立行政法人に対する政府出資額を国が市場で運用した場合の運用益を試算した金額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析（内容・増減理由）

（経常費用）

平成 22 年度の経常費用は 18,955 百万円となっています。（対前年度比は設立初年度のため記載しておりません。）

（経常収益）

平成 22 年度の経常収益は 20,173 百万円となっています。（対前年度比は設立初年度のため記載しておりません。）

（当期総損益）

上記経常損益の状況及び臨時損益として△39 百万円を計上した結果、平成 22 年度の当期総損益は 1,178 百万円となっています。（対前年度比は設立初年度のため記載しておりません。）

（資産）

平成 22 年度末現在の資産合計は 55,116 百万円となっています。（対前年度比は設立初年度のため記載しておりません。）

（負債）

平成 22 年度末現在の負債合計は 15,593 百万円となっています。（対前年度比は設立初年度のため記載しておりません。）

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成 22 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 3,027 百万円となっています。（対前年度比は設立初年度のため記載しておりません。）

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

平成 22 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△ 2,352 百万円となっています。（対前年度比は設立初年度のため記載しておりません。）

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

平成 22 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは 2,988 百万円となっています。（対前年度比は設立初年度のため記載しておりません。）

② セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

事業損益は 1,218 百万円となっております。

表 事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区 分	平成22年度
研究事業	△ 40
臨床研究事業	367
診療事業	889
教育研修事業	△ 46
情報発信事業	29
法人共通	18
合 計	1,218

注1）係数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致していません。

注2）対前年度比は設立初年度のため記載しておりません。

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

総資産は 55,116 百万円となっております。

表 総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区 分	平成22年度
研究事業	4,076
臨床研究事業	1,133
診療事業	46,131
教育研修事業	81
情報発信事業	9
法人共通	3,685
合 計	55,116

注1）係数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致していません。

注2）対前年度比は設立初年度のため記載しておりません。

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

設立初年度のため目的積立金の申請は行いません。また、目的積立金の計上がないため取り崩し也没有ありません。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）

平成 22 年度の行政サービス実施コストは 5,629 百万円となっています。（対前年度比は設立初年度のため記載しておりません。）

(2) 施設等投資の状況（重要なもの）

① 当事業年度中に完成した主要施設等

該当ありません。

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当ありません。

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当ありません。

(3) 予算・決算の概況

(単位:百万円)

区分	平成22年度		
	予 算	決 算	差 額
収 入			
運営費交付金	5,008	5,008	0
業務収入	11,345	12,275	930
その他収入	4,554	4,942	387
計	20,908	22,225	1,317
支 出			
業務経費	14,893	14,917	24
施設整備費	2,670	2,352	△ 318
借入金償還	634	634	0
支払利息	163	146	△ 17
その他支出	510	513	3
計	18,870	18,563	△ 308

注) 係数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当センターにおいては、当中期目標期間終了年度における一般管理費（退職手当を除く）を、平成 21 年度に比し、15%以上節減することを目標としています。この目標を達成するため、委託内容の見直しによる委託費の削減や消耗器具備品費、水道光熱費等の費用節減等の措置を講じた結果、平成 22 年度において削減目標である 15%を上回る 21.1%（136 百万円）の節減を行ったところで

(単位:百万円)

区 分	前年度	当中期目標期間	
	平成21年度	平成22年度	
	金 額	金 額	比 率
一般管理費	643	507	78.9%

注) 「当中期目標期間」の「比率」欄には、前年度を100%とした場合の比率を記載しております。

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人の経常収益は 20,173 百万円で、その内訳は、運営費交付金収益 4,648 百万円円（収益の 23.0%）、補助金等収益 68 百万円（0.3%）、業務収益 15,178 百万円円（75.2%）となっています。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

ア 研究事業

研究事業は、成育医療に関する戦略的研究・開発を推進することを目的としています。

事業の財源は、運営費交付金（平成 22 年度 911 百万円）となっています。

事業に要する費用は、給与費（545 百万円）、材料費（40 百万円）、経費（376 百万円）、減価償却費（1 百万円）となっています。

イ 臨床研究事業

臨床研究事業は、治療成績及び患者の QOL の向上につながる臨床研究及び治験等を行うことを目的としています。

事業の財源は、研究収益（631 百万円）、運営費交付金（平成 22 年度 1,267 百万円）、治験・臨床研究の集約的管理、効率的な被験者募集を可能とすることを目的として東京都から交付される医療施設運営費等補助金（平成 22 年度 6 百万円）、寄附金（6 百万円）となっています。

事業に要する費用は、給与費（393 百万円）、材料費（477 百万円）、経費（644 百万円）、減価償却費（49 百万円）となっています。

ウ 診療事業

診療事業は、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療を提供することを目的としています。

事業の財源は、医業収入（14,251 百万円）、運営費交付金（平成 22 年度 334 百万円）、センターの業務の円滑な実施及び業務の推進に資することを目的として厚生労働省から交付される独立行政法人国立成育医療研究センター設備整備費補助金（平成 22 年度 19 百万円）、重篤な小児救急患者の医療を確保し、安心・安全な小児医療体制の整備を図ることを目的として東京都から交付される医療施設運営費等補助金（平成 22 年度 43 百万円）、寄附金（7 百万円）となっています。

事業に要する費用は、給与費（5,843 百万円）、材料費（3,457 百万円）、委託費（1,440 百万円）、減価償却費（1,768 百万円）、設備関係費（599 百万円）、経費（726 百万円）となっています。

エ 教育研修事業

教育研修事業は、成育医療に対する研究・医療の専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。）の育成を積極的に行うことを目的としています。

事業の財源は、研修収益（8 百万円）、運営費交付金（平成 22 年度 1,616 百万円）となっています。

事業に要する費用は、給与費（1,679 百万円）、経費（3 百万円）となっています。

オ 情報発信事業

情報発信事業は、研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供することを目的としています。

事業の財源は、運営費交付金（平成 22 年度 130 百万円）となっています。

事業に要する費用は、給与費（91 百万円）、経費（11 百万円）となっています。

カ その他

法人全体に係る業務等を行っています。

業務の財源は、運営費交付金（平成 22 年度 390 百万円）、研究収益（センター職員が獲得した厚生労働科学研究費補助金等に係る間接経費の収入（いわゆるオーバーヘッド）288 百万円）となっています。

業務に要する費用（一般管理費）は、給与費（439 百万円）、経費（218 百万円）、減価償却費（7 百万円）となっています。

以 上

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １．研究・開発に関する事項	第１ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 １．研究・開発に関する事項 センターは、臨床研究の企画、立案、実施及び支援が実施できる体制を整備するとともに、センター独自にあるいは関連施設とともに高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する。	第１ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 １．研究・開発に関する事項 平成22年度より臨床研究センターを設置し、研究所と病院をつないで、臨床研究の企画、立案、実施及び支援を行う中心となるような体制を構築することにより、研究所、臨床研究センター、病院という新たな体制で高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を実施する基礎を築いていく。	第１ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 １．研究・開発に関する事項 研究所と病院とをつないで、臨床研究の企画・立案・実施及び支援を中心となって行う組織を構築し、高度先駆的医療の開発及び標準的医療の確立に資する臨床研究を行っていくという観点から、平成22年4月1日に臨床研究センターを開設し、臨床試験・研究・他施設との共同研究データセンターとしての業務を開始した。主な実績は下記の通りである。 (１) 公的研究費の取得 ① 厚生労働科学研究費補助金 ② 日本学術振興会 科学研究費補助金 ③ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発（NEDO）研究開発費助成金 (２) 臨床試験・研究の支援実績 ① 臨床研究24件 （新規・継続：プロトコル作成支援、データ管理、計画検討ないし実施支援） ② 他施設との共同データセンターとしての臨床研究 12件(神経芽腫、脳腫瘍、希少疾患) 活動実績：臨床試験、観察研究、情報集積・検体保存、調査研究、コンソーシアム運営、全国の実態調査 ：臨床症例の全国登録事業・業務活動（日本小児がん学会） ：実施治験数 24件（新規・継続の企業治験、医師主導治験） (３) 先進的医療の手技開発 ヒト肝細胞移植治療：倫理申請はすべて承認を受けており、現在までに採取・保存された129例のヒト肝細胞は、本臨床試験実施のための調整段階にある。 (４) 医療機器の開発 ① 小腸移植における急性拒絶反応評価のために、蛍光内視鏡の臨床応用を進めている。 （当院移植外科グループとの共同研究） ② 超高画質ディスプレイ（NHK開発のスーパーハイビジョン）の手術画像への応用へ向けた検討（当院移植外科・脳神経外科グループとの共同研究） (５) 特許（出願・公開・承認）7件

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２２ 年 度 の 業 務 の 実 績																		
（１）臨床を志向した研究・開発の推進 高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。 ① 研究所と病院等、センター内の連携強化 ② 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」（平成19年4月26日内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）に基づく、産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター」の形成等、国内外の産業界、研究機関及び治験実施医療機関等との連携	（１）臨床を志向した研究・開発の推進 ① 研究所と病院等、センター内の連携強化 基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との情報や意見交換の場を設ける等の連携強化を図るとともに相互の人的交流を進め、共同での臨床研究の実施を推進する。これにより、研究所と病院が連携する会議等の開催数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20％以上増加させ、病院・研究所による新規共同研究を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ30％以上増加させる。 ② 産学官等との連携強化 ベンチャー企業等の産業界、大学等の研究機関及び独立行政法人国立病院機構、小児専門医療施設等の治験実施医療機関等との連携を深め、「医療クラスター」の形成を目指すとともに、治験を含む臨床研究を推進するため、臨床研究センターを整備する。これにより、企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ10％以上増加させる。	（１）臨床を志向した研究・開発の推進 ① 研究所と病院等、センター内の連携強化 基礎研究の成果を臨床での実用化につなげられるよう、また臨床現場での問題点の解明のための基礎研究が円滑に行えるよう、研究所と病院との情報や意見の交換等の連携強化を図る。この目的を達成するために相互の人的交流、共同しての臨床研究を推進するためセミナー、グラウンドラウンド等を共同開催する。平成22年度は、研究所と病院が連携するための会合等の共同開催数を、平成21年度に比して4％増加させる。また病院・研究所による新規共同研究を推進させるためのチームを発足し、平成21年度に比して増加するよう努める。 ② 産学官等との連携強化 臨床研究センターを開設し、企業等の産業界、大学等の研究機関との研究に関する連携、独立行政法人国立病院機構や小児専門医療施設等との治験実施等に関する連携を深めていく基盤を整備する。平成22年度は企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を、平成21年度に比して2％増加させる。	（１）臨床を志向した研究・開発の推進 ① 研究所と病院等、センター内の連携強化 研究所と病院との一層の交流を目指し、これまで不定期に開催されていた研究所部長によるレジデントのためのセミナーや研究ユニット単位の共同研究会議を定期的の実施することとした。その結果、研究所と病院が連携する会議の開催数は56回となり、平成21年度の52回を4回（7.7％）上回った。病院・研究所による新規共同研究を推進するため、共同研究企画推進対策部会を発足し検討を開始した。その結果として、平成22年度に開始した病院・研究所による新規共同研究数は25件であり、平成21年度の22件に比して3件（13.6％）増加した。 研究所と病院が連携するための会合等の共同開催数 <table><tr><th>平成21年度</th><th>平成22年度</th><th>対平成21年度増減</th></tr><tr><td>52回</td><td>56回</td><td>4回 (7.7%増)</td></tr></table> 病院・研究所による新規共同研究数 <table><tr><th>平成21年度</th><th>平成22年度</th><th>対平成21年度増減</th></tr><tr><td>22件</td><td>25件</td><td>3件 (13.6%増)</td></tr></table> ② 産学官等との連携強化 1．臨床研究センターの開設 平成22年4月1日に臨床研究センターを開設した。臨床研究センターは産学官との連携を特に重視した組織となっており、臨床研究推進室、医療機器開発室、治験推進室、先進医療開発室及び知財・産学連携室の5室からなる。 2．産学連携の基盤整備 臨床研究センターの知財・産学連携室に企業等の産業界、大学等の研究機関と、病院並びに研究所との連携を推進する役割を担わせた。その結果、平成22年度の共同研究実施数（＝共同研究契約締結数）は、平成21年度に比して6.3％増加した。 3．治験推進の基盤整備 治験の推進について、当センターは文部科学省及び厚生労働省が共同で策定した”新たな治験活性化5カ年計画”における治験中核施設として認定されているが、治験中核施設としての基盤を一層強固なものとし、平成22年度の厚生労働省・治験基盤整備事業で唯一の採択施設となった。この事業は、独立行政法人国立病院機構の一部の病院や小児専門医療施設の大部分を小児治験ネットワークで結び、医薬品等の開発促進を図るものである。 企業及び他の研究機関との共同研究実施数 <table><tr><th>平成21年度</th><th>平成22年度</th><th>対平成21年度増減</th></tr><tr><td>16件</td><td>17件</td><td>1件 (6.3%増)</td></tr></table>	平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減	52回	56回	4回 (7.7%増)	平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減	22件	25件	3件 (13.6%増)	平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減	16件	17件	1件 (6.3%増)
平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減																			
52回	56回	4回 (7.7%増)																			
平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減																			
22件	25件	3件 (13.6%増)																			
平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減																			
16件	17件	1件 (6.3%増)																			

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績						
③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備	③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 戦略的に研究・開発（研究開発費を含む）を推進するため、研究・開発の企画及び評価のための体制の構築に努める。	③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 平成22年度は成育医療に関する戦略的研究・開発を推進するための体制整備についての検討を開始する。	③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 研究・開発の企画推進を目的として、共同研究企画推進対策部会を発足し、検討を開始した。その結果として、平成22年度に発足した病院・研究所による新規共同研究数は前年度と比較し、3件増加した。 研究・開発の評価の見直しについて、従来のインパクトファクター（雑誌を評価するための指標）に加えて、個々の研究成果をより客観的に評価できる被引用回数をを用いた研究評価方法について様々な角度から検討し、平成23年1月時点で評価を行い、今後も毎年同様の方式で評価を行うこととした。						
④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進	④ 知的財産の管理強化及び活用推進 センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制強化、維持の必要性を見直し、研究者に対する知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能の充実を図る等、効率的な維持管理を推進するとともに、積極的に発信・提供を行うことによって社会還元に努める。 このため、センターとして職務発明委員会における審査件数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ20%以上増加させる。	④ 知的財産の管理強化及び活用推進 センターにおける研究成果及び生物資源等について、知的財産の権利化を図るための体制強化を見直し、知的財産管理や契約行為等に関する相談支援機能の充実に努める。 このため、平成22年度はセンターとして職務発明委員会における審査件数を、平成21年度に比して4%増加させる。	④ 知的財産の管理強化及び活用推進 1．知財・産学連携室の設置 新設した臨床研究センターに知財・産学連携室を置き、相談支援並びに管理について研究所及び事務部門と連携を図りながら研究成果や生物資源等を知的財産に結び付けるための基盤を形成した。その結果、職務発明委員会における審査件数は、平成21年度の7件に比し、平成22年度は8件（14.3%増）となった。 2．相談窓口充実とシーズ掘り起こしの活性化 相談窓口の充実、知的財産につながるシーズの掘り起こし、研究実施や研究成果の確保に係る法律上の留意点等は、知的財産に詳しい専門家の助言が必要であるため、法律に関する専門家及び出願や権利化に関する専門家を外部委員として選定した。 3．共同研究申請書の様式改訂 企業等の産業界、大学等の外部施設との共同研究の推進を図る上で、成果の取扱いに係る考え方については、事前に書面により確認を行うことが重要であることから、共同研究申請書における成果の取り扱いに係る記述についての検討を行った。 職務発明委員会における審査件数 <table><tr><th>平成21年度</th><th>平成22年度</th><th>対平成21年度増減</th></tr><tr><td>7件</td><td>8件</td><td>1件 (14.3%増)</td></tr></table>	平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減	7件	8件	1件 (14.3%増)
平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減							
7件	8件	1件 (14.3%増)							

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
(2) 病院における研究・開発の推進 治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性、透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。	(2) 病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化 センターにおいて、治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、センターで実施される治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備に努める。	(2) 病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化 治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等を推進するため、平成22年度は臨床研究センターを中心として、治験を含む臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた臨床研究支援部門の体制整備計画を策定する。	(2) 病院における研究・開発の推進 ① 臨床研究機能の強化 治験推進室においては、規制当局審査経験者、実地調査経験者、企業の開発経験者、臨床研究の教育を受けた医師、CRCをメンバーとした、医師主導治験を含む臨床研究支援体制を整備した。医師主導治験については計画・立案段階から支援している2課題（4プロトコル、主任研究者が他施設に所属）を引き続き遠隔で調整業務を実施・支援している。平成22年度は、新たな医師主導治験（主任研究者が当センターに所属）2課題について計画・立案段階から支援を開始した。臨床研究については、平成22年度は臨床研究の計画・立案支援を12件（平成21年3件）、実施支援を5件（平成22年度からの継続含む）実施した。このように治験推進室において支援する臨床研究数は増加しつつある。 また、臨床研究推進室においては、データマネージャを1名増員し、特に院内での臨床試験・研究（新しい治療の臨床的評価等）の支援数（プロトコル作成、データ管理）は4例に増加している。 さらに、医療機器に関しては、デバイスラグの迅速な解消にもつながる新しい機器開発の試みにおいて、国家プロジェクトの遂行等を通じ、大学・各種研究機関の他、民間との連携が進展した。これと同時に、“デバイスラグ＝申請ラグ“という現状にもつながる機器審査過程の諸問題（企業間の情報格差、IDE等の制度的課題、コスト負担、不足している専門的人材の育成等）への今後の対応（非臨床試験との組み合わせ・ハーモナイゼーション、各種ガイドラインの検討、情報集積システムの検討、承認・治験申請・立案支援の在り方、コーディネータ、知財管理、市場調査システムの整備等）に関する検討が、産学官共同で大きく進展した。
	② 倫理性・透明性の確保 臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。 この推進に当たり、倫理委員会及びIRBにおける審査した研究に関する情報を年12回以上更新する。 また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究について適切に情報開示し、さらに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。	② 倫理性・透明性の確保 臨床研究における倫理性・透明性を確保する観点から、倫理審査委員会等を適正に運営し、その情報を公開する。 平成22年度はこの推進に当たり、倫理審査委員会及びIRBにおいて審査した研究に関する情報を年12回以上更新する。 また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るための講習会を開催するとともに、センターで実施している治験を含む臨床研究については順次ホームページ上に情報開示する。さらに、臨床研究に関する患者及び家族への情報開示、問い合わせへの対応を適切に行う。	② 倫理性・透明性の確保 倫理審査委員会を14回、IRBを10回開催し、その都度情報を更新した。研究倫理の講習会については、倫理委員会で審査を行う研究の主任研究者及び分担研究者を対象に臨床研究の指針等について3回実施した。 倫理委員会への申請時に、主任研究者及び分担研究者が講習会又はeラーニングによる講習を受講しているかを確認するとともに、受講していない場合は全て受講させている。 なお、倫理委員会及びIRBにおいて審査した研究内容や審査結果等については、議事要旨をホームページ上で開示している。 また、倫理委員会で審査を行う場合は、当該臨床研究に対する患者及び家族からの問い合わせ先の記載や研究結果の公表に関する記載がされているかを確認の上審査を行い、記載が適当でない場合は、研究計画や説明資料等を修正させている。
(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。	(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。 具体的には別紙1に記述する。	(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 成育医療分野において、大学や企業等と相互の強みを活かしながら有機的な連携により独創的な研究を展開するほか、成育医療に資する研究目標を定め、研究を推進する。 具体的な平成22年度計画については、別紙1に記述する。	(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進 当センターが担当する研究分野で最も重要な使命は再生医療の確立である。平成22年度においては、ヒト胚性幹細胞3株を樹立した。これは京都大学に続き日本で2施設目となる画期的成果である。その他、成育医療研究分野は内科学会主要研究分野の多くを含み多岐にわたるため、小児期に発症するこれら慢性疾患について、予防法の確立及び難治性要因の診断法の確立について重点的に研究している。平成22年度においては、新たに発見された遺伝物質として注目されているマイクロRNAが慢性関節炎等の難治性疾患の原因となることを世界に先駆けて発表した。具体的成果は別紙1に記載する。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績
２．医療の提供に関する事項 我が国における成育医療の中核的な医療機関として、「子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）」に定める「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会」の構築を目指し、	２．医療の提供に関する事項 成育医療においては、人が受精・妊娠に始まって、胎児、新生児、乳児、幼児、学童、思春期、成人に成長・発達し、次の世代をはぐくむに至るまでの過程を、総合的かつ継続的に診る医療が要求される。 センターは、高度先駆的な医療の提供、モデル医療の実践及び標準的医療の確立等によって、我が国における成育医療の標準化・均てん化を推進する。 また、医療の提供にあたっては、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の提供に努める。	２．医療の提供に関する事項 成育医療において、胎児診断・治療や小児の高度先駆的な医療を推進し提供するとともに、標準的な医療の確立に努める。 また、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の推進に努める。	２．医療の提供に関する事項 小児肝移植や難治性川崎病に対する血漿交換療法等の高度先駆的な医療の提供を実施するとともに、標準的な医療の確立を目的として劇症急性心筋炎に対する体外心肺補助循環システムの導入等を行った。 また、相談窓口の設置やセカンドオピニオン外来の充実等、小児等の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療の推進に努めた。 具体的成果については、下記個別事項に記載する。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。	（１）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供 ① 高度先駆的な医療の提供 成育疾患に対する高度先駆的な医療を、病院と研究所が一体となって提供し、成育医療分野における日本の中核機能を担う。	（１）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供 ① 高度先駆的な医療の提供 病院・研究所が共同して、生体部分肝移植等の成育疾患における高度先駆的な医療を提供する。	（１）高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供 ① 高度先駆的な医療の提供 平成22年度37例の肝移植を実施した。年間小児肝移植症例数は世界最多で、生存率92％（全国平均87％）と良好な成績であった。また、平成22年7月に施行された改正脳死移植法に伴い、小児脳死移植施設認定を受け、小児脳死肝移植2例を成功裏に実施した。さらに、研究所と共同で、肝細胞移植の臨床応用・小腸移植等の多臓器移植を倫理申請し、先駆的な医療を提供した。 その他、センターが実施した高度先駆的な医療について主なものは、下記の通りである。 （循環器科） ○ 研究所の免疫アレルギー部と共同で、初回免疫グロブリン静注療法不応の川崎病（いわゆる難治性川崎病）に対して、インフリキシマブ、インフリキシマブ無効例に対して血漿交換療法を施行し、良好な結果を得た。研究班を結成して、インフリキシマブ使用基準案を作成した。また、血液解析の結果、PRV-1が難治性川崎病の診断に有用な液性因子であることが判明した。 ○ 心臓外科と循環器科の共同で、ハイブリッド手術を3例を行った。これは開胸してステントやバルーンで形成術を行う術式であり、非常に先端的医療と世界的にも評価されている。 （神経内科） ○ 運動異常症、睡眠異常の診断と神経生理学的評価及び薬物療法を行っている。 ○ 運動異常症のセカンドオピニオン外来を開設した。 ○ 国立小児病院時代の運動異常症のデータベースを作成中である。 ○ コケイン症候群の診断、治療の全国実態調査に基づく指針を作成した。 （遺伝診療科） ○ 新しい分子遺伝学的検査法を用いて、診断不明として当院を受診した患者を、早期に確定診断に結びつけることが可能となった。 ○ 全国コンソーシアムのメンバーとしてRubinstein-Taybi症候群やEEC症候群の2疾患について、全国からの検体を受け入れ、nationalreferral centerとして機能している。 （免疫科） ○ FACSを用いた免疫不全症の診断（免疫科、総合診療部、消化器科、移植外科など） ○ FACSを用いた抗CD25モノクローナル抗体（シムレクト）の効果判定（免疫科、移植外科） ○ アデノシン・デアミナーゼ欠損症に対するウシ由来PEG-ADAの酵素補充療法 ○ 慢性肉芽症に対する造血幹細胞遺伝子治療の実施 （内分泌・代謝科） ○ 先天代謝異常症の生体肝移植についてこれまでに24例の移植をサポート、全国実態調査を並行して施行し、自施設データと全国調査の結果より移植適応のスコアリングによる基準作成、周術期管理ガイドライン作成、栄養管理と内科的治療の標準化を行い実施した。 ○ 本邦未承認薬・保険適応外薬で、海外での使用実績のある薬剤を導入し、以下の臨床応用（一部臨床試験）を実施した。尿素サイクル異常症に対するフェニル酪酸ナトリウム、骨形成不全症におけるビスフォスフォネート、エストロジェン過剰症と男子低身長症におけるアロマターゼ阻害剤、クッシング症候群におけるメチラポンの臨床応用を行った。 ○ 先天性副腎皮質過形成（21水酸化酵素欠損症）における、同胞の胎児診断（性別と遺伝子診断）と胎児治療：同疾患罹患女児の胎生期における外性器男性化を防止する目的で、罹患女性胎児に対し、母体がデキサメサゾンを内服することによる胎児治療を施行した。平成22年度は4例胎児診断を行い、1例が罹患女児で治療継続の対象となった。 （腫瘍科） ○ 平成22年度に同種造血細胞移植10件、自家造血細胞移植4件を行い、12例が生存している。 （感染症科） ○ リアルタイムPCRを用いたウイルス診断と、それに基づく抗菌薬の適正使用を実施した。 （耳鼻咽喉科） ○ Auditory Neuropathy、蝸牛神経低形成、内耳奇形、先天性CMV感染、重複疾患合併例などの人工内耳手術を行っている。 ○ 髄膜炎による難聴は早期に人工内耳埋込術が必要で、日本最年少の症例は当センターで施行されている（10ヵ月）。 ○ 両側声帯麻痺に対する声門後部形成術に関し、日本で初めて行った。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
また、成育医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。	② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 成育疾患について、最新の知見に基づく医療の実践を通じてその有効性及び安全性の検証を行うとともに普及に努める。	② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 最新のEBMに基づく成育医療を提供し、その普及に努める。	② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供 最新のEBMに基づく成育医療を提供するとともに、それに関する講習会を各診療科毎にレジデントに向けて開催した。平成22年度は106回開催し、普及に努めた。 なお、具体的な医療の提供について主なものは、下記の通りである。 (循環器科) 劇症型急性心筋炎に対して体外心肺補助循環システム(PCPS)を導入して、良好な結果を得ている。経験症例数もこれまでで15例となり、日本で最も多い。検討の結果、PCPS導入した群が導入しなかった群に比し、予後も良い事が次第に分かってきた。 (神経内科) 多数の小児期発症でんかん症候群及び運動異常症の診断とEBMに基づく薬物療法を行っている。 (腫瘍科) 小児がんに関する情報発信を目的としたウェブサイト「小児がん情報ステーション」を開設し、Google、Yahooなどの検索で上位に掲示された。また、ウェブサイト内にeラーニング環境を開設し、医療者に対する小児がん研修資料（41件）を掲載した。これまで120名以上の医療者会員がeラーニングを使用している。 (感染症科) 最新の米国のガイドラインの内容を中心にすえ、実際の小児感染症コンサルテーションを実施した。 (小児外科) 先天性横隔膜ヘルニアの中でも重症例、すなわち重度の肺高血圧、右左シャントを伴う症例は治療成績が不良である。通常では出生後48時間以降に手術を行うが、これまでの経験からこのような重症例に対し24時間後といったより早期に手術を行うことで成績が向上することが示唆されてきた。この早期手術適応の指標として肺動脈径から算出されるPA indexと、PDAを介したシャントが右左優位であること、という二点で判断することが妥当であるかについての研究を新生児科とともに進めている。 (脳神経外科) 小児痙縮に対する取り組みについて、小児痙縮に対し、神経内科と共同で脊髄後根切断術、バクロフェン髄注療法、ボツリヌス毒素局所注入の各治療法を施行している。欧米では既に確立された治療であるが、日本での普及はこれからの課題となっている。治療の有効性及び痙縮治療の必要性を学会等で報告し、国内に置ける治療実績の積み重ねに貢献している。 乳児頭蓋頸椎移行部病変の外科治療について、頭蓋頸椎移行部病変は呼吸障害、嚥下障害、運動発達障害の要因になる。国内では原疾患由来の症状として積極的に治療を考慮されることが少ないが、外科的に改善可能な病態が潜んでいる場合がある。当科では、手術中の神経生理学的手技を併用して複雑困難な同部の外科治療を小児、とりわけ乳幼児にも提供し、国内で高い評価を得ている。 (眼科) 重症未熟児網膜症患児の病診連携（搬送）と早期硝子体手術を行っている。 難治性先天白内障、緑内障、網膜剥離に対する手術治療を行っている。（全国から紹介あり） (皮膚科) 様々な皮膚疾患の治療と予防に関与すると考えられるドライスキンの客観的診断法の確立と標準化について、皮膚角層における天然保湿因子の非侵襲性測定法の基準値の設定と臨床応用を推進中である。 (胎児診療科) 先進医療である「双胎間輸血症候群に対するレーザー手術」は最新のEBMで双胎間輸血症候群に対する第一選択治療となっており、当センターは平成22年において52例（日本全体の約40％）を施行し普及に努めた。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績									
患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、	（２）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供 ① 患者等参加型医療の推進 良質かつ安全な医療を提供できるよう、患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うために必要な説明と情報開示を行う等の情報の共有化に努める。患者・家族の医療に対する理解の向上の為に、相談支援窓口等の設置に努める。 また、患者・家族の医療に対する理解を深めるために、情報提供や支援体制の整備等に努める。 このため、セカンドオピニオン外来実施件数を中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。 さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を定期的を実施し、その結果をもって業務の改善に努める。	（２）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供 ① 患者等参加型医療の推進 患者・家族との信頼関係を構築し、患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者とともに選択できる環境を整え、情報の共有化に努める。また、患者相談窓口を開設し、患者・家族の支援体制を構築する。 このため、平成21年度は、セカンドオピニオン外来の充実を図り、実施件数を平成21年度に比して1%増加させる。 さらに、患者・家族の視点に立った医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、その結果を分析することにより、業務の改善に努める。	（２）患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供 ① 患者等参加型医療の推進 患者・家族が病態の理解及び治療法を医療者とともに選択できる環境を整えた。例えば、先天性心疾患の手術に際しては、待機例では2回以上、手術説明の面談を行うことで、患者や家族との信頼関係を構築し、患者や家族の意思を尊重した治療を推進している。 相談窓口については、患者相談専門職及び医療ソーシャルワーカー3名を配置し、患者が相談しやすい環境を整備しており、プライバシーの保護にも考慮した個室の患者相談室を設置し、診療に関する心理的、経済的諸問題などについて、相談に応じ解決への支援を行っている。 また、患者・家族の視点に立ったよりきめ細やかな対応をするため、患者満足度調査を実施するとともに、意見箱を設置し、意見等に対する改善策の実践と、改善事項の掲示により患者への周知を行っている。 なお、患者・家族の視点に立った医療の提供について、さらなる充実を図るため「患者サービス向上委員会（仮称）」の設置について検討を開始し、平成23年度中に発足させる予定としている。 セカンドオピニオン外来については、病院ホームページにおけるセカンドオピニオンの掲示について全面的な見直しを行い充実を図った。具体的には、はじめにセカンドオピニオンの主旨について「患者やその家族が自ら治療法を選択し、納得して治療を受けていただくために、病気の診断や治療法について主治医以外の専門医から『第二の意見』を聞くものである」ことを明記し、セカンドオピニオンを受けたいと希望する全ての方々が満足できるように、対象診療科及び担当医師と対応疾患の標記、対応時間及び料金についての説明など、全てが分かるよう、ホームページ内容の充実を図った。また、セカンドオピニオン外来を通常外来から離れた落ち着いた環境で行えるようにしたことや、このような条件に見合う外来を各診療科に呼びかけて新たに整備し、セカンドオピニオン外来開設数を5枠から44枠に増やすことができた。これらの整備を通じて、セカンドオピニオン外来受診件数については、平成21年度の29件から39件（34.5%増）と、目標を大きく上回ることができた。 <table><tr><th colspan="3">セカンドオピニオン外来実施件数</th></tr><tr><th>平成21年度</th><th>平成22年度</th><th>対平成21年度増減</th></tr><tr><td>29件</td><td>39件</td><td>10件 (34.5%増)</td></tr></table>	セカンドオピニオン外来実施件数			平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減	29件	39件	10件 (34.5%増)
セカンドオピニオン外来実施件数												
平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減										
29件	39件	10件 (34.5%増)										

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績
チーム医療の推進、	② チーム医療の推進 成育医療に数多く見られる複数科が横断的に関係する疾患を克服するため、センターの特色を活かした多職種連携及び診療科横断的な診療体制の確立に取り組む。	② チーム医療の推進 一人の患者に対し、必要に応じて複数科が関与し、また、多職種の連携により、疾患を克服する診療体制の基盤整備を開始する。	② チーム医療の推進 当センターは複数の診療科、複数の職種が関わる必要のある小児、周産期疾患が数多くみられ、例えば、胎児診断された先天性疾患の妊婦に対し、産科・新生児科・看護部・臨床心理士・遺伝診療科・新生児外科等多数の診療科、職種が関与して診療にあたっている。 このようなことから、多職種の連携を常に行いつつ、疾患を克服する診療体制の基盤整備を行うことにより、各職種の診療体制が明確になり、更なる問題点を明確にすることで、より密接な診療体制の基盤整備の検討へと繋がった。また、多数の診療科の関与する臨床カンファレンスが多数あり（放射線診断カンファレンス、胎児診断カンファレンス、外科系カンファレンス等）、これらを現在統合中で、これが診療体制の基盤整備の根幹になると考える。 なお、各診療科においては、下記のような具体的取り組みを行いチーム医療を推進した。 （総合診療部） ○ ジェネラリストとスペシャリストがチームで診療する体制の確立 多系統にわたる複雑な病態を持つ患者に対して質の良い医療を提供するためには、臓器系統別のスペシャリストを集めただけでは不十分であり、幅広く全人的な視点を持つジェネラリストが臓器系統別のスペシャリストとチームを組んで診療する体制が不可欠となる。このチーム医療を推進するために、平成22年度は小児病棟の全入院患者の67%において、総合診療部と専門診療部が合同で担当医となって診療に当たった。 （消化器科） 消化器科、腎リウマチ膠原病科、免疫科など、免疫疾患を扱う科における合同カンファレンスの定期開催により、より幅広い全身を診る視点での総合的医療を提供している。 （神経内科） 脳神経外科、リハビリ科との連携による重度の痙縮を呈する患者のバクロフェン髄注療法の実践と体系の確立を行っている。また、脳神経外科との連携による難治性てんかん患者の外科手術の術前術後の管理を行っている。さらには、ICU、脳外科とともに急性脳症の診断、急性期管理と予後評価、フォローを行っている。 （腎臓・リウマチ・膠原病科） 肝腎二臓器の移植チームによる医療を実践している。肝腎2臓器移植を移植科・外科とともに実施し、平成22年度は1名に施行し成功した。 （遺伝診療科） コメディカルの遺伝カウンセリングナースを教育し、患者のフォローアップ体制の強化を行った。メンデル遺伝病の遺伝カウンセリングと遺伝子検査の実施について、院内の臓器別診療科と連携し、診断に寄与している。 （内分泌・代謝科） ○ 性分化疾患の初期診療（診断・社会的性決定・治療）について、性分化疾患ケアチーム（泌尿器科・内分泌代謝科・遺伝診療科・新生児科・こころの診療部・他）によるチーム医療を行っている。 ○ 先天代謝異常症の生体肝移植診療体制を移植外科・腎臓科・内分泌代謝科・手術集中治療部で整備し、チーム医療を行っている。 ○ 小児がん経験者のフォローアップ体制を血液腫瘍科・内分泌代謝科・腎臓科・循環器科で連携し、チーム医療を行っている。 ○ 小児生活習慣病について、地元自治体、看護部・糖尿病療養指導士、栄養士、心理士らと糖尿病・生活習慣病専門外来を設置。地域・学校とも連携し診療を行っている。 （アレルギー科） ○ 消化管アレルギーの患者の診療では、アレルギー科以外に、新生児科、総合診療部、消化器科、研究所免疫アレルギー研究部、栄養管理課等とチーム医療を行っている。 ○ 重症アトピー性皮膚炎患者の入院加療では、皮膚科とチーム医療を組み、鑑別診断や皮膚天然保湿因子の測定、疾患関連遺伝子などの検索などを行っている。また心理士やケースワーカー及び看護師とのチーム医療を展開している。 （腫瘍科） ○ 小児がん患者に対する集学的医療の提供を目的として、小児固形腫瘍カンファレンス、小児脳神経腫瘍カンファレンス（平成22年度は共に24回）を開催した。 ○ 複数診療部門によるセカンドオピニオンを提供した（例：脳腫瘍に対し、血液／固形腫瘍科、脳神経外科、放射線治療科など）。 （血液内科） 総合診療部と救急診療科のレジデントを含む若手医師、看護師を対象に出血性疾患に着いてのセミナーを4回実施した。また、チーム全体の底上げを図るとともに、連携体制の改善を行った。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績
			（感染症科） 各部門（看護部、薬剤部、検査部、各診療科）との連携を図り、感染対策チームの中心的存在として活動している。 （小児外科） 胎児カンファレンスを毎週行い、胎児診療科、新生児科、麻酔科、放射線科、病理科と共に、疾患を持つ胎児の治療方針の検討、手術症例の術後経過など情報の共有を綿密に行っている。また、月二回の腫瘍カンファレンスを行い、血液固形腫瘍、放射線科、病理科と共に腹部腫瘍の患者の治療方針の検討を行っている。さらに、腎不全の患者に対する腹膜透析や血液透析用のカテーテル留置や生体腎移植を腎臓科と共に進めている。 （脳神経外科） 脳神経外科領域においては、下記の分野において他科と協力して治療を行っている。 ○ 痙縮・脳性麻痺：神経内科、リハビリテーション科 ○ てんかん：神経内科 ○ 二分脊椎：泌尿器科、外科、リハビリテーション科 ○ 頭蓋骨変形・頭蓋骨縫合早期癒合症：形成外科 ○ 脳・脊髄腫瘍：血液腫瘍科・固形腫瘍科、総合診療部、放射線科、病理診断部各科 合同で月2回、合同カンファレンスを行っている。 ○ 胎児疾患：毎週開催される胎児カンファレンスに出席し、先天奇形・水頭症患児の状態を把握し、出生後の外科治療に備えている。 （心臓血管外科） 先天性心疾患の手術に際しては、循環器科、麻酔科、集中資料化との連絡を密にして情報を共有し、さらに、看護師、臨床工学技士、チャイルドライフスペシャリストなどと連携し多方面から患者を支える体制を築いた （耳鼻咽喉科） 口蓋裂チーム外来として形成外科と合同で鼻咽腔機能の評価を行っている。 （眼科） 全国からの重症未熟児網膜症患児の病診連携（搬送）と早期硝子体手術を行っている。 （歯科） 口唇口蓋裂、先天奇形の低年齢から生活に密着した管理を行っており、形成外科、耳鼻咽喉科、リハビリ科（スピーチ）、新生児科、歯科でのチーム医療を行っている。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
入院時から地域ケアを見通した医療の提供、	③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、医療連携を扱う人材を配置し、他の医療機関等との連携に努める。 また、連携医療機関等との定期的な情報交換を進め、良好で継続的な医療を提供するための体制の構築を推進する。 このため、退院支援チームが関与した退院困難なケース数を、中期目標の期間中に、平成21年度に比べ5%以上増加させる。	③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 患者に対して、入院から退院後の地域におけるケアまで行う医療連携・退院ケアチーム（退院支援チーム）を発足し、平成22年度は退院支援チームが関与した退院困難なケース数を平成21年度に比して、1%増加させる。	③ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供 退院後の地域における継続した医療や在宅ケアへの適切な移行を支援するために、医療連携室構成員及び入退院支援看護師を含む退院支援に関係する部門のスタッフによって、ケースごとにメンバー編成した退院支援チームを発足した。 チームは、主に高度在宅医療を必要とするケースや退院後に地域と医療連携・看看連携を必要とするケースに対して支援を実施した。具体的には、NICUに入室した患者は入院後、早期に退院支援のスクリーニングシートを活用したスクリーニングを実施し、また、在宅医療ケアを必要とするケースや育児支援を必要とする退院困難なケースに対して対応を行った。 結果として、退院支援チームが退院支援を実施した件数は60件であり、関与した退院支援ケースでの退院件数は22件となり、平成21年度（件数20件）に比べ、2件（10.0%）増加した。 さらに、厚生労働省の地域療育支援施設運営事業の一環として、スムーズな在宅ケアへの移行等を目的とした専用病床を8床設置し、運用を図った。
医療安全管理体制の充実、	④ 医療安全管理体制の充実 センターにおける医療安全を担保するため、統括、監督する体制として医療安全管理委員会を構築し、医療事故の報告の有無に関わらず、医療安全管理委員会を最低月1回開催することにより、病院の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。	④ 医療安全管理体制の充実 医療安全管理委員会を毎月開催し、病院における安全管理に必要な調査を行うとともに、各部門に対し助言、勧告、指導を積極的に行う。	④ 医療安全管理体制の充実 医療安全管理委員会を毎月開催し、インシデント・アクシデント集計、分析報告や懸案事項について安全管理に必要な調査を行い、各部門に対し助言、勧告、指導を積極的に行った。 また、医療安全に対する積極的な取り組み、意識の向上を目的として、「医療安全ポケットマニュアル」を作成し、全職員に配布した。 さらに、医療安全管理委員会の下部組織であるリスクマネジメント部会が中心となって全職員を対象に医療安全研修会を6回開催し、また、医療安全パトロールを6月及び11月に実施することによって、環境チェックと救急カートの管理状況を把握し各部門への指導を行った。
客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。	⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療についての客観的指標等を開発し、それを用いた質の評価を試行する。	⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うための専門的な部署を設置し、患者の声を収集するための方法を検討する。	⑤ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 患者相談専門職を新たに設置し、医療ソーシャルワーカー3名を加えた相談窓口を設け、診療に関する心理的、経済的諸問題などについての相談に応じ解決への支援を行っている。 また、患者・家族の視点に立った、よりきめ細やかな対応をするために、患者満足度調査を実施するとともに、意見箱を設置し、意見等に対する改善策の実践と改善事項の掲示により患者等への周知を行っている。 なお、患者・家族の視点に立った医療の提供について、さらなる充実を図るため「患者サービス向上委員会（仮称）」の設置について検討を開始し、平成23年度中に発足させる予定としている。
子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するとともに、全国の拠点病院等との連携を推進すること。	（3）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供 ① 子どもの心の診療 子どもの心の問題、児童虐待、発達障害等に対応する医療体制を構築するため、全国の拠点病院等と連携して、情報収集及び発信、専門家派遣、研修、調査研究等を実施するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の症例に対するモデル的な医療を提供する。	（3）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供 ① 子どもの心の診療 全国の拠点病院と連携し、情報収集および発信、専門家の派遣、研修、調査研究等の準備を開始するとともに、地域の保健福祉関係機関と連携し、心の問題の専門医を育成する研修を行う。	（3）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供 ① 子どもの心の診療 中央拠点病院として、全国の拠点病院会議を2回開催し、拠点病院運営に関するアンケート調査を実施するとともに、拠点病院への専門家派遣を2回行った。また、各拠点病院と連携して、運営上の実態と課題を纏めた報告書を作成するとともに、医師の研修に関しては、子どもの心の診療関連学会連絡会研修の事務局として企画を行った。その際、並行して行った研究において、子どもの心の問題に気付いてから受診までに迷う親が拠点病院実施地域で有意に減少し、拠点病院事業の評価につながった。また、同研究でトラウマ治療、虐待治療、気分障害、せん妄、乳幼児精神医学、行為障害に関する標準的診療を提示し、各拠点病院に情報提供を行うとともに、ホームページに掲載した。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
周産期・小児医療において、関係医療機関と連携し、妊産婦、周産期における母児、小児の広範な救急医療に対して、質の高い医療の提供を行うこと。	② 周産期・小児医療における中核的な役割 周産期医療において、関係医療機関が連携して分娩のリスクに応じた医療を適切に提供する体制を構築するため、センターは、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、周産期医療体制における中核的な役割を果たす。 小児医療において、センターは、高度な小児医療、地域医療機関からの救急搬送の受入れ等、小児救急医療体制における中核的な役割を果たす。	② 周産期・小児医療における中核的な役割 母児に対するハイリスク妊娠を積極的に受け入れ、適切な周産期医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、周産期医療体制の中核的な役割を果たす。 小児医療においては、高度な小児医療の提供を行うとともに、他医療機関との連携を強化し、小児救急医療体制の中核的な役割を果たす。	② 周産期・小児医療における中核的な役割 １．周産期医療の提供 年間分娩数は1,568件で、約7割がハイリスク妊娠である。多胎は86例、胎児異常が約300例で、NICU入院は約250例であった。帝王切開は526例、無痛分娩は569例であった。また、新生児期に手術を必要とする症例も積極的に受け入れており、外科的治療を必要とする新生児を受け入れる周産期医療の中核的役割を果たしている。 ２．小児医療の提供 高度な小児医療の提供を行うとともに、小児救急医療についても積極的な取り組みを行うことにより、中核的な役割を果たしている。 ３．前項１及び２に係る各診療科における主な取り組みについて、下記に記載する。 （消化器科） 消化管の内視鏡による評価を必要とする患者を新生児から思春期の年代まで広く受け入れ、炎症性腸疾患、アレルギー性腸症、免疫不全関連腸症など、適切な評価に基づく高度医療を提供した。また、各種、消化管出血にも、時に小児外科医と連携して対応した。さらに、カプセル内視鏡も導入し、小児消化器病診療の拠点として機能している。 （循環器科） ○ 劇症型急性心筋炎に対する体外心肺補助循環システム(PCPS)の導入 ○ 難治性川崎病に対するインフリキシマブ治療 ○ 総肺静脈還流異常症での肺静脈狭窄に対するステント挿入 ○ 極低出生体重児の重症大動脈弁狭窄症に対するハイブリッド手術によるバルーン弁形成術 （神経内科） ICU、脳外科とともに急性脳症の診断、急性期管理と予後評価、フォローを行い成果は論文発表されている。磁気刺激装置の導入に伴い同装置による神経疾患治療の準備に入る。 （遺伝診療科・血液内科） 凝固第Ⅷ因子、第Ⅸ因子を院内において365日、24時間測定可能な体制を構築した。これは我が国において、ほとんど前例がないことである。これによって血友病急性期の早期診断が可能になった。さらに、周術期には頻繁な凝固第Ⅷ因子、第Ⅸ因子モニターが必須であることから、周術期管理も可能になり、すでに実際に稼働を始めた。血友病センターを構築するための第一歩を踏み出したと言える。 （アレルギー科） 重症な乳児アトピー性皮膚炎患者は、慢性下痢・体重減少・発達遅延等を来たし生命の危機に陥る者もいるが、こうしたケースをこれまで50例以上を全て救命した経験から、平成23年3月にはドイツの小児科医から問い合わせがありノウハウを伝え救命した。 （感染症科） リアルタイムPCRを用いたウイルス診断と、それに基づく抗菌薬の適正使用を実施した。 （脳神経外科） 東日本における唯一の乳幼児ガレン大静脈瘤治療センターとして、新生児科、放射線科と協力して血管内手術の支援を行っている。 後彎など重度脊椎変形を伴った脊髄髄膜瘤に対して形成外科と合同で手術を行い、合併症なく治療実績を積み重ねている。キアリ奇形2型に由来する呼吸障害・脳幹症状に対しては積極的に外科治療を施行し、機能予後改善を図っている。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
3. 人材育成に関する事項 人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、 モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。	3. 人材育成に関する事項 (1) リーダーとして活躍できる人材の育成 成育医療に対する研究・医療の専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。）の育成を積極的に行う。 センターでの研修・人材育成については、国際的にも活躍できる人材の輩出に努める。 また、関係学会や都道府県と連携を図りながら、医療の地域への均てん化に資する地域の指導者の育成に努める。 (2) モデル的研修・講習の実施 成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施する。 このため、センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を年に20回以上開催する。	3. 人材育成に関する事項 (1) リーダーとして活躍できる人材の育成 成育医療研究に關しての人材の育成については、研究所はセンター内の病院に勤務する職員、大学、企業等から積極的に人材の受け入れを図る。 病院は成育医療に關する専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む）の育成を積極的に行い、専門修練を終えた成育医療に関するリーダーの人材を各地域に輩出する。 (2) モデル的研修・講習の実施 成育医療の均てん化の推進を目的として、成育医療に携わるセンター内外の医療従事者を対象としたモデル研修等を企画・実施する。 このため、センター外の医療従事者等に向けた各種研修・講演会等を20回以上開催する。	3. 人材育成に関する事項 (1) リーダーとして活躍できる人材の育成 研究所と病院における人材交流を推進し、病院所属で研究所にて研究に従事する医師等の数は33名となり、大学又は企業に所属して当センター研究所にて研究に従事する大学院生等の数は、それぞれ16名、5名であった。 また、英文論文執筆等国際的な業績を重視し、平成22年度は、研究所研究員の中で顕著な英文業績を上げているもの4名に上級研究員の称号を与えた。 このような継続的努力の結果、大学教授として研究所から2名、病院から2名が内定した（赴任は平成23年度）。 また、医師、薬剤師、看護師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士等について、大学や病院等から幅広く実習生を受け入れ、成育医療に関する育成を積極的に行った。 さらに、救急診療科では看護師、臨床工学技士、救急救命士に対して、多数のシナリオを作製しシミュレーション教育を行った。 (2) モデル的研修・講習の実施 成育医療の均てん化の推進及び地域の指導者の育成を目的として、成育医療研修会医師コース、診療放射線コース、看護師コースを実施した他、臨床研究セミナー、移植外科での小児、肝移植・臓臓病研究会、小児救急の講演会等センター以外の医療従事者等に向けた研修会を合計22回開催した。 また、Pediatric Advanced Life Support（小児の二次救命処置）コースのインストラクターが当センターに複数人おり、小児の救命処置だけでなく小児の急性期疾患患者の評価から治療にかけての一連の行為を教育することを目的としたPALS講習会を8回開催した。
4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項 センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項 (1) ネットワーク構築の推進 成育医療の均てん化等のため、国や都道府県の中核的医療機関等との連携のもと、情報交換、技術助言等を行うとともに、標準的医療等の普及を図る。	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項 (1) ネットワーク構築の推進 他の医療機関が参加するセミナーや症例検討会等を実施するとともに、他機関との合同カンファレンスを開催し、標準的医療等の普及を図る。	4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項 (1) ネットワーク構築の推進 臨床研究セミナー、小児整形外科カンファレンス、小児病院カンファレンス更には、他の機関で講演を行う等、標準的医療等の普及を図った。 また、成育医療研究を通して、全国の小児集中治療関係者との共同研究により、小児集中治療の現状と問題点を明確にし、改善すべき点を提言した。 今般、問題点として、 ① 小児の全ての重症患者に対して既存の小児集中治療部（PICU）が対応できていないこと ② PICUに専従の医師がいない施設が多いこと が分かり、この問題点から全国的なPICUの整備や既存のPICUがさらに患者を受け入れることが可能となるよう救急患者にも目を向ける等、体制を見直し、さらに、専従医を配置することによる医療の質の保証等を提言したところである。 また、PICUに専従医の少ない施設へ医師の派遣を行う等、標準的な医療がセンター以外でも行われるようなシステムづくりを行っている。 さらに、国立病院機構口腔ケア共同研究班に参加し、対象患者別標準的口腔ケアマニュアルを作成した他、小児炎症性腸疾患研究会の中心施設として、患者診療や臨床研究の連携を都道府県を越えて推進している。 その他、あらゆる小児患者の発達評価に関するシステムを構築し、小児リハビリテーションマニュアルの作成を行うとともに、小児高次脳機能障害者の対応法についてのパンフレットも作成した。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が成育医療に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の成育医療に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。	（2）情報の収集・発信 成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の知見の定期的な収集、整理及び評価体制を構築するとともに、センターの行った研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する仕組みを構築する。	（2）情報の収集・発信 成育疾患について、医療従事者や患者・家族が信頼のおける情報を入手できるよう、ホームページ上に小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報の提供を開始する。	（2）情報の収集・発信 成育医療に関連した患者・家族・国民向けの情報として、メールマガジン（10号36記事）を発行し、ホームページ上でも公開している。 その他、成育医療に対する理解を促進し、患者・家族への支援の質を向上させるため、ホームページにおいて次の取り組みを行った。 ・小児がんの情報に特化した薬剤情報や専門的医学情報を充実させ、今年度は7種の薬剤の情報を追加した。 ・先天性心疾患の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報の提供を行った。 ・センターの年報・業績集について掲載を行い、研究成果や最新情報の公開に努めた。 また、画期的な成果をあげた研究者は直ちに幹部に連絡することを徹底させ、幹部とプレスリリース文章を推敲した後、広報部門より速やかに各方面に連絡を行う体制を構築した。その結果、ヒトES細胞の樹立などの7件の研究成果がNHKや全国紙で報道された。
5. 国への政策提言に関する事項 医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものにするとため、科学的見地から専門的提言を行うこと。	5. 国への政策提言に関する事項 我が国において、医療政策の企画がより強固な科学的裏づけを持ち、かつ、実情に即したものになるよう、国と連携しつつ、担当領域において事業に取り組む中で明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。	5. 国への政策提言に関する事項 成育疾患において、事業に取り組む中で明らかとなった課題の収集・分析に取り組むとともに、国と連携しつつ、専門的提言を行うための手法について検討を開始する。	5. 国への政策提言に関する事項 6NC共同で行うゲノム医学・再生医療分野のバイオリソースのバンク化を推進するための検討ワーキンググループに参加し、バイオバンクの構築の他、高精度な医療情報とその追跡システムの構築、国民への情報発信・アウトリーチ活動、網羅的なゲノム配列解析に関する包括同意の是非、未成年の代諾同意のあり方についての検討を開始した。特に包括同意及び未成年の代諾同意については、現状の国が示している指針では、手続き等について様々な問題があるため、指針の改定についての提言を検討している。 経営工学的分析研究にて小児救急センターの現状調査及び分析を行った。 小児救急に比較的多い小児喘息患者の治療の標準原価を算定し、当該疾病の治療の標準原価の費目別構成割合を把握した。 その結果、人件費が標準原価の70%超と総額の大部分を占めることが明確となり、小児喘息において治療の標準原価は重度区分（トリアージ区分）の治療の業務内容の違いではなく、在院時間と強い相関関係にあることが判明した。また、治療の標準原価と診療報酬点数を比較した結果、どの重度区分においても標準原価を下回っていることが判明した。 今後、治療の標準原価の結果に基づいた診療報酬点数の設定を提言し、小児救急の充実を図る必要性を訴えていく。 小児集中治療、新生児医療、緩和医療、小児看護、生命倫理、法学の各分野の専門家に患者家族を加えた研究班を構成し、我が国の小児患者の看取りの問題点を調査・解析し、合わせて海外の現状も調査した。 その結果をもとに、小児医療の進歩にも関わらず救命できない子どもとその家族に対してより良い医療を提供できるよう、どのような提言が可能か検討を行った。
6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 （1）公衆衛生上の重大な危害への対応 公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。	6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 （1）公衆衛生上の重大な危害への対応 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。	6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 （1）公衆衛生上の重大な危害への対応 病院内に危機管理室を設け、危機管理マニュアルの作成に取り組む。	6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項 （1）公衆衛生上の重大な危害への対応 危機管理に対するワーキンググループを発足させ、災害についてセンターが被災した場合や他地域での被災に対する応援等、多面的観点からの危機管理マニュアルの作成を開始した。 また、東日本大震災における対応として、地震発生直後より対策本部を設置し、被災地への支援活動を行うとともに、ホームページにおいて国民の不安解消を目的として、「ヨウ素摂取に関する誤った情報について」、「災害時の子どもの心のケア（家族向け・支援者向け）」、「放射線治療を受けた子ども達が、今回の福島第一原子力発電所事故によって影響を受けるのか？」等の情報提供を行った。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成 ２ ２ 年 度 の 業 務 の 実 績
（２）国際貢献 我が国における成育医療の中核的機関として、その特性に応じた国際貢献を行うこと。	（２）国際貢献 研究成果の諸外国への発表、外国人研究者等の受入れや技術支援等、成育医療分野における我が国の中核的機関として求められる国際貢献を行う。	（２）国際貢献 研究成果を諸外国に発信するため英文での論文、海外での研究発表、海外との共同研究を行う。	（２）国際貢献 英文原著論文を205件発表した（国際共同研究によるものは31件）。平成21年に比べ、11件の増加であった。 「個体発生は、膨大な遺伝子が時間空間特異的に精緻に発現制御されることで進行する」ことに対し、この各組織の分化における遺伝子ネットワークについて、当センターの前身である国立成育医療センター時代の平成16年から網羅的に行ってきたが、平成22年度にそのデータベース「EMBRYS」を全世界に公開した。 また、平成22年度内に研究所に受け入れた外国人研究者数は、前年度より7名増加し、17名を受け入れた。病院部門では平成22年度に6名の外国人研修者、123名の同見学者を受け入れた。さらに研究休職制度を定め、平成22年に2名の医師に対し、海外留学支援を行った。 診療面については、当センターの生体肝移植チームを移植手術の技術指導のため中東（エジプト）に派遣し、成果を挙げている。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
第3 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営に関する事項 業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。 総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。 その際、併せて、医療法（昭和23年法律第23号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。 また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組みを行うこと。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 1. 効率的な業務運営に関する事項 （1）効率的な業務運営体制 センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。 さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。 総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき平成22年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。 その際、併せて、医療法（昭和23年法律第23号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。 また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組みを行う。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 1. 効率的な業務運営に関する事項 （1）効率的な業務運営体制 センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。 さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の見直しを行う。 総人件費については、技能職の退職後非常勤職員への切替を行う一方で、地域医療計画を踏まえた小児救急医療、周産期医療等への対応に伴う人材確保の他、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、必要な人材確保を行った。 平成22年度におけるセンターの総人件費改革の対象となる人件費は、6,332百万円であり、総人件費改革の基準値である平成21年度の人件費5,668百万円と比較すると664百万円の増となっている。 これは、 （1）総人件費削減に向けた取り組みとして ① 技能職の退職後非常勤職員への切替 ② 独法移行時の給与カーブの変更等により削減を行い （2）一方、センターとしての役割を果たすため、 ① 地域医療計画を踏まえた小児救急医療、周産期医療等への対応、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇改善等のための体制整備 ② 医師不足解消に向けた取り組み・救急医等の処遇改善及び地域医療との連携強化のための体制整備等により、人件費が増加したことによるものである。 引き続き、技能職の退職後非常勤職員への切替及びアウトソーシング等による人件費削減を図っていくが、医療現場を巡る昨今の厳しい状況の中で、患者の目線に立った良質な医療を提供し、センターに求められる役割を着実に果たしていくためには、一定の人件費増は避けられないものである。 なお、人件費率については平成22年度実績は41.0%となり、年度計画41.9%に対し0.9%の減となっている。 ○国家公務員の再就職者が就いているポストの見直し ・理事長の公募 任期は途中であるが、厚生労働大臣との約束において平成22年度末を以て、公募により理事長ポスト就任者の選考を行った。 ・非人件費ポスト 非人件費ポストは、設置していない。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 1. 効率的な業務運営に関する事項 （1）効率的な業務運営体制 センターの使命である研究・医療等の充実に真に資する事業計画策定や的確かつ迅速な意思決定等を行うこと、及びガバナンスの強化を目的として、以下の事項を考慮しつつ、組織体制を構築し運営を行った。 ・理事会規程を整備して理事会を設置し、法人運営に関する重要事項については理事会の議事を経た上で執行 ・理事は、センターの外部より病院・企業等の経営・運営の経験、実績がある、又は会計に関する経験、実績を有する人材を採用 ・理事会の他に、各部門の責任者等で構成する執行役員会議を設置し、理事会決定事項を各部門において適切に遂行 ・理事長直属の企画戦略室を設置し、理事長の企画・立案等を具体的に実行に移す ・監事による法人業務の適切な監査とともに、監査室を設置し専任の職員を配置。また、監事はその業務を遂行するため、必要に応じ理事会で意見を述べ、法人の業務及び財産の状況調査、理事会招集等を行う 総人件費については、技能職の退職後非常勤職員への切替を行う一方で、地域医療計画を踏まえた小児救急医療、周産期医療等への対応に伴う人材確保の他、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、必要な人材確保を行った。 平成22年度におけるセンターの総人件費改革の対象となる人件費は、6,332百万円であり、総人件費改革の基準値である平成21年度の人件費5,668百万円と比較すると664百万円の増となっている。 これは、 （1）総人件費削減に向けた取り組みとして ① 技能職の退職後非常勤職員への切替 ② 独法移行時の給与カーブの変更等により削減を行い （2）一方、センターとしての役割を果たすため、 ① 地域医療計画を踏まえた小児救急医療、周産期医療等への対応、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇改善等のための体制整備 ② 医師不足解消に向けた取り組み・救急医等の処遇改善及び地域医療との連携強化のための体制整備等により、人件費が増加したことによるものである。 引き続き、技能職の退職後非常勤職員への切替及びアウトソーシング等による人件費削減を図っていくが、医療現場を巡る昨今の厳しい状況の中で、患者の目線に立った良質な医療を提供し、センターに求められる役割を着実に果たしていくためには、一定の人件費増は避けられないものである。 なお、人件費率については平成22年度実績は41.0%となり、年度計画41.9%に対し0.9%の減となっている。 ○国家公務員の再就職者が就いているポストの見直し ・理事長の公募 任期は途中であるが、厚生労働大臣との約束において平成22年度末を以て、公募により理事長ポスト就任者の選考を行った。 ・非人件費ポスト 非人件費ポストは、設置していない。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績								
センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。 ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し ② 共同購入等による医薬品医療材料等購入費用の適正化	① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。 ② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。 （２）効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、５年間で累計した損益計算において、経常収支率を100%以上となるよう経営改善に取り組む。 ① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。 ② 材料費の節減 医薬品医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。	① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を行うとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。 ② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。 （２）効率化による収支改善 センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じた経営管理により平成22年度の損益計算において、経常収支率を101%以上とするよう経営改善に取り組む。 ① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。 ② 材料費の節減 材料費率の抑制を図るため、医薬品及び医療材料の共同購入を行うとともに、同種同効医薬品の整理など、更なる使用医薬品の集約に取り組む。	① 副院長複数制の導入 法人設立時より看護・環境担当の特命事項を担う副院長を設置し、特命事項以外を総括的に担当する副院長との役割等の明確化を図った。 ② 事務部門の改革 国の時代は運営局として集約されていた管理部門の業務・権限について、運営局を廃止し業務内容に応じた4部門（総務部、人事部、企画経営部、財務経理部）に分類し部門毎に責任が明確となる体制を構築した。 （２）効率化による収支改善 センターの特性や機能を考慮した運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、材料費、人件費、委託費等に係るコスト縮減に努め収支改善を推進した。 結果として、経常収支は約1,218百万円の黒字、経常収支率は106.4%となり、平成22年度計画における経常収支率101%を超える収支率を達成した。 ① 給与制度の適正化 職員給与における基本給について、独法移行を機に職務給の原則に従い、国時代の特徴である年功的要素の影響を抑制することとし、一般職員について若年層の給与水準は変えず、民間の給与水準を勘案して中高年の年功的な給与水準を緩やかなカーブとする等、給与制度を見直した。 また、12月には国家公務員給与の減額改定を受け、同水準の改定を行う等柔軟な対応をした。 ② 材料費の節減 医薬品、試薬、医療材料について6NCでの共同購入により購入単価の低減を図るとともに、薬剤委員会を通じ同種同効医薬品を整理し、使用医薬品の集約を図り、平成22年度の材料費率は、24.3%となった。 【共同入札の品目数及び割合】 ・医薬品：1,292品目（総契約品目数1,303品目）99.2% ・検査試薬：196品目（総契約品目数285品目）68.8% ・診療材料：422品目（総契約品目数3,134品目）13.5% ※総契約品目数については、常時使用を予定している品目数。 【医薬品品目数について】（単位：品目） <table><tr><td>H22.3.31現在</td><td>削除医薬品</td><td>採用医薬品</td><td>H23.3.31現在</td></tr><tr><td>1,526</td><td>80</td><td>43</td><td>1,489</td></tr></table>	H22.3.31現在	削除医薬品	採用医薬品	H23.3.31現在	1,526	80	43	1,489
H22.3.31現在	削除医薬品	採用医薬品	H23.3.31現在								
1,526	80	43	1,489								

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
③ 一般管理費（退職手当を除く。）について、平成21年度に比し、中期目標期間の終年度において15%以上の削減 ④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保	③ 一般管理費の節減 平成21年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費（退職手当を除く。）について、15%以上節減を図る。 ④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。 ⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成21年度に比して（※）医業未収金比率の縮減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。 ※ 平成21年度（平成21年4月～平成22年1月）医業未収金比率0.05%	③ 一般管理費の節減 一般管理費（退職手当を除く。）の経費節減に努めるとともに、事務部門の見直し等により、平成21年度に比して、15%以上節減できる体制を構築する。 ④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進め、コスト削減に取り組む。 ⑤ 収入の確保 医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努める。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立に努める。	③ 一般管理費の節減 一般管理費（退職手当を除く。）については、委託内容の見直しによる委託費の削減や水道光熱費等の費用節減など、経費の縮減・見直しを図り、平成21年度に比して21.1%（136百万円）節減を図った。 ④ 建築コストの適正化 施設整備部門に精通した専門的知識を有する営繕専門職を配置するとともに、建物の改修等に当たっては、業者提示額に対する査定精度の向上を図った。具体的には、平成21年度契約済みのMFICU等整備工事の追加工事として、4階・6階NICU病棟改修工事に伴う予定価格算出に当たり、特に医療ガス設備工事の仕様並びにアウトレットの数量について見直しを行う等、工事費を削減した。 ⑤ 収入の確保 医業未収金については、定期的な支払案内等の督促業務を精力的に行うとともに、新規発生の防止という観点から次のような取り組みを実施した。 ・分娩入院の患者を対象として事前の預り金制度を導入 ・クレジットカード及びデビットカードを導入（患者の利便性も確保） ・出産育児一時金の医療機関への直接支払制度の活用 結果として、平成22年度の医業未収金比率は0.05%となり、その水準を維持することができた。 レセプト点検に関しては、診療報酬委員会において査定された診療行為の分析を行うとともに、高額レセプト（40万点以上）については、全件を点検している。また、点検には各診療科レセプト担当者とヒアリングを行い、症状詳記記載のポイント等を指導している。これにより高額レセプト以外のレセプトにおいても症状詳記等については、精度の高い記載内容となり、審査減の改善が図られた。 IT関連の外部コンサルテーションを受診し、全部門システムの管理状況等についてヒアリングを実施し、保守契約等の見直しを行うことで経費の節減を図るとともに、医療情報室の抜本的な改革が指摘され組織改編（平成23年5月実施）を行うことを念頭に各部門システムの責任体制の確立に向けて準備を行った。
2. 電子化の推進 業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化を費用対効果を勘案しつつ推進し、情報を経営分析等に活用すること。推進にあたっては職員の利便性に配慮しつつ、情報セキュリティの向上に努めること。	2. 電子化の推進 （１）電子化の推進による業務の効率化 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。	2. 電子化の推進 （１）電子化の推進による業務の効率化 費用対効果を勘案しつつ、職員に対する通報等の文書の電子化に取り組むとともに、情報セキュリティを専門に扱う部署を設置する。	2. 電子化の推進 （１）電子化の推進による業務の効率化 業務の効率化を図る観点から、職員に対する通達文書については、イントラネットを活用し電子的に発出することに努めた。その結果、その件数は平成22年度においては、上半期が411件、下半期が457件と増加傾向にある。 また、情報セキュリティを専門に扱う部署として、企画経営部に情報管理室を設置し、電子文書のアクセス権の見直しを行う等の取り組みを図った。 さらに、医療情報の活用、経営分析、IT関連経費の縮減等を目的としたIT専門部署の拡充についての検討を開始した。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
（２）財務会計システム導入による月次決算の実施 企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。	（２）財務会計システム導入による月次決算の実施 企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。	（２）財務会計システム導入による月次決算の実施 平成22年度は企業会計原則に基づく会計処理への移行初年度であることから、４月１日から財務会計システムを導入し、確実に稼働させることにより、月次決算を行い、毎月の財務状況を把握し、その経営状況の分析を行う。	（２）財務会計システム導入による月次決算の実施 企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行という新たな制度に対し、センターとして適切に対応を行い月次での決算を実施するための財務会計システムを導入し、職員は平成22年4月1日からこのシステムを使用した会計処理を実施することができた。 月次決算を行い、その状況を翌月の理事会等に報告することにより年度決算しか行わない国の時代では考えられないスピードで経営状況の把握・分析・問題点への対応が可能となった。 また、早い段階で問題点に対する対応策の検討及び実施を行うことにより、職員の経営に対する参加意識の向上を図ることができた。
３．法令遵守等内部統制の適切な構築 法令遵守（コンプライアンス）等内部統制を適切に構築すること。 特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。	３．法令遵守等内部統制の適切な構築 法令遵守（コンプライアンス）等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。	３．法令遵守等内部統制の適切な構築 法令遵守（コンプライアンス）等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。	３．法令遵守等内部統制の適切な構築 内部統制の確立という観点から、内部監査を担当する部門として独立行政法人発足時より監査室を設置し、適切に業務が実施されているかを監査するための内部監査マニュアルを作成した。 初年度は、センターの運営部門を担っている事務部門の現状を書面（チェックシート）により調査した上で、各課で不可、不備となっている事項や現状についてのヒアリングを行った。 さらに、そこで浮き彫りになった項目に対する対応について、監事や監査法人とも連携しながら、各課とも一体となって改善するとともに、適切に内部牽制が働く体制の確保と維持に向けて検討を開始した。 また、法令遵守の厳格化を目的としてコンプライアンス室を独法発足時より設置しており、室長には外部の弁護士を選任した。 契約業務については、原則として、1件の契約予定金額が100万円を超える案件については一般競争入札により契約業務を遂行し、随意契約による場合には外部の有識者を含めた契約審査委員会にて審議を行い透明性を確保し、「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図った。 また、従前、競争性がないとされていた随意契約の見直し、1者応札の改善を図った実績は以下のとおりである。 ○随意契約から入札へ移行 5件 415, 043千円 ○1者応札から複数応札 4件 54, 741千円
第４ 財務内容の改善に関する事項 「第３ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。	第３ 予算、収支計算書及び資金計画 「第２ 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。	第３ 予算、収支計算書及び資金計画	第３ 予算、収支計算書及び資金計画
１．自己収入の増加に関する事項 成育医療に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。	１．自己収入の増加に関する事項 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。	１．自己収入の増加に関する事項 外部資金を受け入れるための経費毎の担当部署を明確化し、寄附や受託研究を適切に運用していくためのルールを作成する。	１．自己収入の増加に関する事項 寄附及び受託研究等の競争的資金を受け入れるための経費毎の担当部署を明確化するとともに、これら外部資金を適切に運用するための規程を整備した。 また、寄附については、ホームページ上での案内を開始するとともに、その他の競争的資金については、事業を実施する省庁等から研究内容や応募にかかる情報を入手し、職員に対し情報提供や手続きにかかる助言を行う等、その獲得に努めた。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績															
2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。	2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の残高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。 そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 （1）予算 別紙2 （2）収支計画 別紙3 （3）資金計画 別紙4 第4 短期借入金の限度額 1. 限度額 2, 100百万円 2. 想定される理由 （1）運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 （2）業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応 （3）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応 第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 なし 第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備整備に関する事項 施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。	2. 資産及び負債の管理に関する事項 平成22年度は長期借入を行わず、内部資金の有効活用により、センターの機能の維持・向上を図りつつ、センターの固定負債（長期借入金の残高）を減少させる。 （1）予算 別紙2 （2）収支計画 別紙3 （3）資金計画 別紙4 第4 短期借入金の限度額 1. 限度額 2, 100百万円 2. 想定される理由 （1）運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 （2）業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応 （3）予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応 第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 なし 第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備整備に関する事項 自己資金を活用して、長期債務の縮減を図りつつ、研究・医療の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善が図られるよう、必要な整備を行う。	2. 資産及び負債の管理に関する事項 平成22年度におけるセンター機能の維持・向上のための整備については長期借入を行わず、内部資金等を活用することによって行った。 また、固定負債（長期借入金の残高）については約定どおりの償還を行い、その残高を減少させた。 <table><tr><td>【財政融資資金】</td><td></td><td></td></tr><tr><td>平成21年度末残高</td><td>平成22年度償還額</td><td>平成22年度末残高</td></tr><tr><td>10, 198, 210千円</td><td>元金 634, 245千円</td><td>9, 563, 965千円</td></tr><tr><td></td><td>利息 145, 868千円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>合計 780, 113千円</td><td></td></tr></table> 第4 短期借入金の限度額 平成22年度における短期借入金はない。 第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 平成22年度における重要な財産の処分、又は担保に供した実績はない。 第6 剰余金の使途 平成22年度決算における利益剰余金は、1, 178百万円を計上したことから、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てるための積立金とすることとしている。 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備整備に関する事項 研究・医療の高度化や経営面の改善及び患者の療養環境の改善を図るための施設整備や設備整備については、平成22年度は長期借入を行わず自己資金等を活用し、MFICUの新設、NICUの増床等の整備を行った。 また、主要な建物等については、センターの前身である国立成育医療センター開設時から9年が経過しているため、中期的な施設整備（修繕も含む）計画の策定を開始した。	【財政融資資金】			平成21年度末残高	平成22年度償還額	平成22年度末残高	10, 198, 210千円	元金 634, 245千円	9, 563, 965千円		利息 145, 868千円			合計 780, 113千円	
【財政融資資金】																		
平成21年度末残高	平成22年度償還額	平成22年度末残高																
10, 198, 210千円	元金 634, 245千円	9, 563, 965千円																
	利息 145, 868千円																	
	合計 780, 113千円																	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
第５ その他業務運営に関する重要な事項 ２．人事の最適化に関する事項 センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。 また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。	第７ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ２．人事システムの最適化 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。	第７ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ２．人事システムの最適化 業績評価制度の導入に着手し、職員が業務で発揮した能力、適正、実績等を給与に反映できる制度となるよう検討する。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境の整備及び職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。	第７ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 ２．人事システムの最適化 組織目標を効率的かつ効果的に達成するための人事評価制度を導入し、平成22年度の12月期賞与の支給において一部管理職に対して評価結果の反映を実施した。また、一般職員への導入準備として説明会を開催した。 国立病院機構との人事交流については、異動が職員の不利益とならないようにするために、給与制度の基本となる部分については、国の制度を踏まえて国立病院機構と同じにすることによって円滑な交流に努めた。また、異動者の給与水準を維持するための現給補償制度について、お互いに決定するとともに、退職手当の期間通算を設けることで、将来においても不利益が生じないよう規程を整備した。このような転籍出向や在籍出向といった制度を構築し適切に運用を図ったことにより、平成22年度における国、国立病院機構、他のNCとの人事交流は転出入合わせて68人となった。その他、国立大学法人との連携を図るために連携大学院制度の活用を検討している。 女性の働きやすい環境整備については、育児短時間勤務制度の拡充を図り、国では就学前の子を養育する職員であったものを、小学校3学年終了までとした。また、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために時間外勤務の制限を請求することができる規程を整備する等、制度面での充実を図った。 医師の業務軽減策として医療クラークを導入するとともに、平成22年度の導入効果の検証も合わせて行っており、平成23年度はさらに医療クラークの拡充を計画している。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績						
	3. 人事に関する方針 (1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。 特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。 また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。	3. 人事に関する方針 (1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮していく。 特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策に取り組む。 また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。	3. 人事に関する方針 (1) 方針 良質な医療を効率的に提供していくとともに、人件費率の高騰を招かないよう、収支相償の原則のもと、医療安全や労働基準法等の関係法令を遵守しつつ、適正な人員配置を行うための増員計画を策定し、人員確保に努めた。 また、職員人事規程を整備し、医長職以上の管理職員については公募制を導入した。平成22年度の常勤職員の公募は18件行ったところであり、採用委員会での選考により優秀な人材の確保に努めている。 1. 看護師確保対策の推進 1) 看護師確保対策 看護部、人事部が協力し看護大学、助産学校等の訪問や各種就職説明会への参加など、センター外での活動を行った。 ・センター内見学説明会 3回 ・業者による週説明会 2回 ・看護大学等学内説明会 3回 ・学校訪問 13校 2) 離職防止策 ① 新人教育体制を充実させ基礎看護実践能力獲得のための支援体制を強化し、新卒1年未満での離職率の低減を図った。 <table><tr><td>新卒1年未満離職率</td><td>21年度</td><td>8.9%</td></tr><tr><td></td><td>22年度</td><td>7.3%</td></tr></table> ② 2 交替制勤務の導入 3) 看護師の処遇改善 看護師の勤務実態に応じた諸手当の新設、改定等を行い、処遇改善に努めた。 専門看護手当・夜間看護等手当 2. 医師の処遇改善 ① 医師の勤務実態に応じた緊急呼出待機手当、分娩手当、救急医療体制確保手当等の諸手当の新設、改定等を行い、処遇改善に努めた。 ② 医長以上は年俸制にすることで、業務実績を業績年俸に反映できる制度とした。 ③ 一部の診療科においては、交替制勤務を導入することで過重労働の改善を図った。	新卒1年未満離職率	21年度	8.9%		22年度	7.3%
新卒1年未満離職率	21年度	8.9%							
	22年度	7.3%							
	(2) 指針 センターの平成22年度期首における職員数を751人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。 特に、技能職については、外部委託の推進に努める。 (参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み 31,524百万円	(2) 指針 安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう、適正な人員配置に努める。 技能職については、外部委託の推進に努める。	(2) 指針 平成22年度から平成24年度にかけての病棟再編計画を立て、現在の病棟機能が抱える問題点を整理し、年齢発達段階に応じた療育環境の提供という基本的な考え方に、安全・感染管理、専門診療・看護の視点から機能別の構成を加味する病棟構成とした。病棟再編計画の第1段階を12月に行った。また、9階東病棟にスムーズな在宅ケアへの移行等を目的とした専用病床8床を設置したことに伴い、非常勤看護師8名を常勤看護師として採用し、3人夜勤体制から4人夜勤体制へと変更した。さらに、この病棟再編計画に沿っての人員配置、増員を平成23年度以降行っていくこととしている。 技能職については、平成22年度末1名の定年退職後、非常勤職員による後補充を行い、業務の集約が図られてきた段階で、その業務を外部委託する予定である。						

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績									
3. その他の事項 中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。 ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の意見を聞くよう、努めること。	4. その他の事項 センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。 また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。 ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取を行うよう努める。	4. その他の事項 センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを作成するための検討を行う。 ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取が可能となるよう整備を行う。	4. その他の事項 一般職員の目線から気づいた、センターが抱える問題点等を幹部職員が直接意見を受け付ける旨の周知を行うとともに、役員による全ての部署の職員を対象とした意見交換を実施した。 その意見交換等を踏まえて、センターとして取り組むべき事項を選定し、「重要性が高く早急に着手する必要がある事項、又は迅速な対応が比較的可能な事項」と「重要性はあるが人員の増強や予算等が関係し時間がかかる事項、又は緊急性がそれほど高くない事項」とに区分し、緊急性が高い項目に対しての取り組みの検討及び対応を行った。 職員の意見聴取が効果的な問題点把握及び迅速な収集が可能となるよう、イントラネットを活用し、かつ、特定の個人が識別されないような方法についての検討を開始した。									
担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進（別紙） 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方 少子化が急激に進むなか、次世代を担う子どもとその家族の健康は国民的課題であり、センターに期待される役割は極めて大きい。 こうした状況の下、センターは、母性・父性及び乳児・幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育疾患」という。）に関し、遺伝性・先天性疾患、稀少性疾患等解決が困難とされる疾患に対する医療を含め、成育医療における諸問題を一つ一つ克服していくことが求められている。 このため、センターは、研究所と病院の緊密な連携を基本として、国内外の医療機関、研究機関、学会等との連携の一層の推進を図るとともに、成育医療におけるイノベーションの創造と活用を図り、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集や、画期的な予防・診断・治療法等の開発を目指した研究・開発を推進していくこと。 その実施にあたっては、中期計画において、主な研究成果に係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1） 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方 急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。 そこで、受精・妊娠が始まって、胎児期、新生児期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期へと至る、リプロダクションによってつながれたライフサイクルに生じる疾患、すなわち、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図る。 また、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。 このため、中期目標の期間中に平成21年度に比し、英文・和文の原著論文発表数を5%以上増加させる。	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1） 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方 急激な少子化の進行の中で、次世代を担う子供と家族の健康の確保に関する研究を推進することが、センターに期待されている使命である。 そこで平成22年度においては、成育疾患について、その診断・治療並びに予防法の開発を目指すため、研究組織形態の柔軟化、企業や大学、学会等との連携の一層の推進を図り、疫学研究、基礎研究及び臨床研究を相互に連携させることにより、総合的な研究・開発を推進する。それらの結果として、平成22年度においては、平成21年度に比し英文・和文の原著論文発表数を1%増加させる。	担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進（別紙1） 1. 重点的な研究・開発戦略の考え方 当センターが担当する研究分野で最も重要な使命は再生医療の確立であり、平成22年度においては、ヒト胚性幹細胞3株を樹立し、京都大学に続き日本で2施設目となる画期的な成果をあげた。 成育医療研究分野は内科学会主要研究分野の多くを含み多岐にわたるため、小児期に発症するこれら慢性疾患については予防法の確立及び難治性要因の診断法の確立について重点的に研究している。 平成22年度においては、新たに発見された遺伝物質として注目されているマイクロRNAが難治性疾患（慢性関節炎）の原因となることを世界に先駆けて発表した（Miyaki et al. Genes Dev 24: 1173, 2010）。このマイクロRNAの論文は、Faculty of 1000 Medicineにおいて2カ月の間、全ての医学分野において最も注目された論文として発表され、これまで眼科領域のsiRNA治療に限られていた核酸医療の新たな発展が大いに期待される。 その他、センター内外の共同研究、連携の一層の推進を図った結果として、英文・和文の原著論文数は271件となり、平成21年の原著論文数256件に比して15件（5.9%）増加した。特に英文原著数は、前年194件から205件と著しく増加した。									
<table><tr><td colspan="3">英文・和文の原著論文発表数</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>平成22年度</td><td>対平成21年度増減</td></tr><tr><td>256件</td><td>271件</td><td>15件 (5.9%増)</td></tr></table> ※平成22年度 … 英文 205件、和文 66件 平成21年度 … 英文 194件、和文 62件				英文・和文の原著論文発表数			平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減	256件	271件	15件 (5.9%増)
英文・和文の原著論文発表数												
平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減										
256件	271件	15件 (5.9%増)										

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成２２年度計画	平成２２年度の業務の実績
2. 具体的方針 (１) 疾病に着目した研究 ① 成育疾患の本態解明 科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、成育医療に係る疾患のメカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。 ② 成育疾患の実態把握 我が国の成育疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究によるリスク・予防要因の究明等、成育疾患の実態把握に資する研究を推進する。	2. 具体的方針 (１) 疾病に着目した研究 ① 疾患の本態解明 成育疾患、特に先天性免疫不全症、先天代謝異常症等の希少疾患について、最新の技術による予防・診断・治療法の開発に向けた、成育疾患の発症機序や病態の解明につながる研究を推進する。 また、不妊・不育・胎児死亡の原因究明、受精・着床メカニズムの解明に資する研究、さらに発症メカニズム解明に関する研究を推進する。 ② 成育疾患の実態把握 我が国の成育疾患について、その原因、危険因子などの探索に資するため、それらの疾患の罹患、転帰等の実態を把握する疫学研究を推進する。 具体的には、胎児期から長期にわたる児の追跡調査を実施し、子供の心身の発達や罹患等に影響を与える要因の解明を目指す。また基礎研究を組み合わせることで、病態やメカニズムを明らかにし、その予防法や治療法の開発に努める。	2. 具体的方針 (１) 疾病に着目した研究 ① 疾患の本態解明 平成22年度は先天性代謝異常症の一つである糖原病患者について、最新の治療法である酵素補充療法についての臨床研究を推進する。また川崎病について病院、研究所が共同してその原因の探索、治療法の開発に向けた研究を行う。 ② 成育疾患の実態把握 平成22年度は、胎児期から長期にわたる児の追跡調査研究である、成育コホート研究における結果解析に着手する。	2. 具体的方針 (１) 疾病に着目した研究 ① 成育疾患の本態解明 ゴーシェ病、ムコ多糖症、ファブリ病、副腎白質ジストロフィーなどライソゾーム病などの先天性代謝異常症の治療を目的としてライソゾーム病センターを設立した。 酵素製剤による治療だけでなく、最新機器を用いた診断や遺伝に関する相談・カウンセリングを含む包括的医療を開始した。 川崎病の病態を解明するために、まず急性期治療のバイオマーカーを確立すること、病態責任分子を同定することを目指し、内科系診療部、総合診療部及び研究所で川崎病チームを結成しゲノムワイドに探索を開始した。平成22年度は当センター内だけでも200例を超える患者試料のマイクロアレイ解析が実施され、治療面では、川崎病インフリキシマブ、インフリキシマブ無効例に対して血漿交換療法を施行し、良好な結果を得た。これらの結果をもとに、インフリキシマブ使用基準案を作成した。 平成19年に川崎病γグロブリン不応性因子として現研究所免疫療法研究室長らが報告したPRV-1やSTAT3をバイオマーカーとして、現在実施しているインフリキマブ療法と血漿交換療法について作用機序を解析している。 ② 成育疾患の実態把握 平成15年12月から平成17年12月までの間に旧国立成育医療センター周産期診療科を受診し成育コホート研究への参加協力に同意登録を済ませた1,701名の妊婦を対象として、第一次出生コホートを開始した。出産した妊婦のうち1,504名の母親と1,550名の児が出生コホート研究の継続調査対象となり、平成23年3月時点で調査継続の対象となっている児は1,307名である（追跡率84％）。5歳児健診では、アトピー性皮膚炎の診断に、疫学研究のためにValidateされたUK working partyの診断基準を我が国で初めて用いたり、心理士によるPARS発達問診チェックや内分泌科の医師が陰茎長の測定を行うなど、専門家の協力なくしては得られない検診データを収集中である。また、5歳児より数十μlの血液で100種類以上のアレルゲン抗体の検出可能なキットを利用してアレルギー体質の有無を科学的に検証することを実施している。平成23年度内に対象児に対する測定が終了し、研究成果を発表する予定としている。 「成育母子コホート」として、早産・低出生体重児、ハイリスク母体・不妊治療後の妊娠からの出生児を核に、全例4,000組の母子組み入れ・18歳までフォローアップを目標とする大規模コホート研究を立案・開始した。コホート研究は複数科にまたがって体制を整備し、計画をスタートさせた。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 成育疾患に対する高度先駆的な予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。 また、既存の予防、診断、治療法に対する多施設共同研究等による有効性の比較等、標準的予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。 また、高度先駆的な予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。	③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 成育疾患の迅速かつ正確な診断に関する研究・開発や、安全かつ効果的な遺伝子・細胞治療の研究・開発を目指す。 成育疾患の原因究明に加え、環境因子や栄養状態が胎児や乳幼児の成長・発達に与える長期的影響も視野に入れ、予防手法開発への展開を目指す。 成育疾患に対する既存の治療法について、多施設共同研究等を実施し、有効性と安全性を検証し、標準的治療法の確立を推進する。 小児期に特有の感染症や臓器移植後の免疫不全状態等に関する新規の診断法の開発を推進する。 また、各種の先天性疾患や小児がんその他の研究に必要な生体試料や臨床情報を収集し、成育医療に関する研究開発への有効活用を図る。	③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 高度先駆的な医療を必要とする代表的成育疾患の一つである慢性肉芽腫症治療法開発について、平成22年度は遺伝子治療を実施するための計画について、施設の遺伝子治療臨床研究審査委員会における審査を終了する。 また、標準的治療法開発の一つとして、ネフローゼ症候群に対するリツキシマブ治療を、医師主導治験として多施設共同で開始する。	③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 慢性肉芽腫症などの先天性免疫不全症に対する遺伝子治療法を実施する際には、特に厳密に管理された細胞処理センターによる遺伝子導入処理や遺伝子導入後のゲノム検査が必要であり、通常の大学施設等で実施することは困難である。 当センターでは先天性免疫不全症などの遺伝子治療センターとして使命を果たすべく、平成22年度に、研究所内に新たに骨髄細胞遺伝子の導入に特化した細胞処理センターの構築を開始するとともに、研究所成育遺伝研究部長を病院免疫科医長として併任させ、遺伝子治療を実施するための環境を整えた。 そして、原発性免疫不全症のなかで最も頻度の高いX連鎖慢性肉芽腫症（X-CGD）に対する造血幹細胞遺伝子治療を計画し、2回の遺伝子治療臨床研究審査委員会での審議を経て、本遺伝子治療臨床研究は平成23年2月24日付で承認された。現在、厚生労働省厚労科学審議会へ提出しており、審議を待っている状況である。 当センターは、先天性免疫不全症や先天性代謝疾患などの遺伝子治療センターとして位置づけられており、今後は、当センター患者のみならず、全国より患者細胞が送付されることになっている。 難治性ネフローゼ症候群へのリツキシマブ治療の医師主導型治験を実施している。またステロイド抵抗性ネフローゼ症候群へのリツキシマブ治療を推進し、従来の治療法では寛解し得なかった患者の治療に成功している。さらに我が国における難治性ネフローゼ症候群へのリツキシマブ治療の現状の全国調査を行った。 胎児頻脈性不整脈に対する胎児治療の先進医療の申請を行い、当センターにおいても実施を開始し、高度先駆的治療法の推進を行う。
④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 「新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）」においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。 この趣旨を踏まえ、成育疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む）、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。 また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。 これらにより平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の5%以上の増加を図ること。	④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 成育医療にかかる研究の成果を新しい診断・治療技術の開発につなげるための研究を推進する。すなわち、成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索を行う。 成育疾患に対する医薬品等については、治験、適応拡大ならびに外国では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品等について治験をはじめとする臨床研究を推進する。 このため、中期目標の期間中に平成21年度に比し、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の5%以上の増加を図る。	④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 成育疾患に係る網羅的遺伝子構造・発現解析や網羅的蛋白質解析により、創薬標的候補分子の探索に取り組む。平成22年度においては、骨格形成と関節炎に係る網羅的遺伝子構造・発現解析研究に着手する。 また、平成22年度は、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数を平成21年度に比し、1%の増加を図る。	④ 医薬品及び医療機器の開発の推進 網羅的遺伝子構造解析の一環として、新たに発見され遺伝物質として注目されているマイクロRNAの一つマイクロRNA164が骨格形成や慢性関節炎等の難治性疾患の原因となることを世界に先駆けて発表した。その他、新しい診断・治療技術の開発につなげるための成育医療にかかる研究成果として、生後まもなく嘔吐下痢などの症状をきたす免疫学的機序が不明な消化管アレルギーについて全国から試料・臨床データ等を収集解析し、4つの異なる疾患群に分類されうることを世界で初めて見いだした。 また、中期目標の意識の周知や研究の奨励を行うことにより研究費獲得への職員の士気が高まり、競争的研究費等の大幅な獲得が図れた。さらに、臨床研究の指針に関する説明会を積極的に開催したことによって、医師・研究者が積極的に倫理委員会に申請を行い、特に病院医師からの申請が増加し、平成22年度の臨床研究実施件数は129件（倫理委員会承認件数103件、治験実施件数26件）と、平成21年度に対して53件（69.7%）の大幅な増加となった。
臨床研究実施件数及び治験実施件数			
平成21年度	平成22年度	対平成21年度増減	
76件	129件	53件 (69.7%増)	

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。 成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する。	(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 成育医療に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。 診断・治療ガイドラインの作成及び地域の医療機関において広く使用されるための方法論の確立等に必要な研究を推進し、先進医療・高度医療について中期目標の期間中に3件申請を目指す。 次世代の成育医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、人材育成教育ツールの開発を含め、系統だった教育・研修システムの開発を推進する。	(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進 成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインの作成に着手するとともに、先進医療・高度医療について1件の申請を目指す。 また、人材育成ツールとして、系統だった教育・研修システムツールの開発に関する検討を行う。	① 医療の均てん化手法の開発の推進 eラーニングを用いた成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインの作成に着手し、「小児での体内補助人工心臓埋め込み術」や「双胎間輸血症候群に対する胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術」等の均てん化を目指す一方、「胎児頻脈性不整脈に対する経胎盤抗不整脈剤投与」の先進医療の申請も行った。 また、人材育成ツールとしても、eラーニングを用いた成育医療の均てん化に必要な診断・治療のガイドラインが活用できるよう検討を開始した。
② 情報発信手法の開発 成育医療に関する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する。	② 情報発信手法の開発 成育医療に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。	② 情報発信手法の開発	② 情報発信手法の開発
	ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進 患者・家族・国民の成育疾患及び成育医療に対する理解を支援するために、必要な情報やその発信方法について、研究するとともに実践する。	ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進 成育医療に対する理解を促進し、医療従事者や患者・家族に対する支援の質を向上させるため、ホームページ上に小児がん等の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報の提供を開始する。	ア 患者・家族・国民を対象とした成育疾患及び成育医療の情報発信のための研究の推進 成育医療に関連した患者・家族・国民向けの情報として、メールマガジン（10号36記事）を発行し、ホームページ上でも公開している。その他、成育医療に対する理解を促進し、患者・家族への支援の質を向上させるため、ホームページにおいて次の取り組みを行っている。 ・小児がんの情報に特化した薬剤情報や専門的医学情報を充実させ、平成22年度は7種の薬剤の情報を追加した。 ・先天性心疾患の最新の治療方法及び研究成果を公開する等、国内外の最新知見等の医療情報の提供を行った。 ・センターの年報・業績集について掲載を行い、研究成果や最新情報の公開に努めた。 また、画期的な成果をあげた研究者は直ちに幹部に連絡することを徹底させ、幹部とプレスリリース文章を推敲した後、広報部門より速やかに各方面に連絡を行う体制を構築した。その結果、ヒトES細胞の樹立などの7件の研究成果がNHKや全国紙で報道された。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務実績

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
	イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進 科学的根拠に基づく政策提言の在り方、手法について検討する。 さらに、成育医療の適正化のための医療経済学的研究推進により、不採算部門となっている小児・産科医療費の適正化に資する政策提言について検討する。	イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進 国と連携しつつ、専門的提言を行うための手法について検討を開始するとともに、不採算部門となっている小児・産科医療費関係の現状調査・分析を行う。	イ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進 6NC共同で行うゲノム医学・再生医療分野のバイオリソースのバンク化を推進するための検討ワーキンググループに参加し、バイオバンクの構築の他、高精度な医療情報とその追跡システムの構築、国民への情報発信・アウトリーチ活動、網羅的なゲノム配列解析に関する包括同意の是非、未成年の代諾同意のあり方についての検討を開始した。特に包括同意及び未成年の代諾同意については、現状の国が示している指針では、手続き等について様々な問題があるため、指針の改定についての提言を検討している。 経営工学的分析研究にて小児救急センターの現状調査及び分析を行った。 小児救急に比較的多い小児喘息患者の治療の標準原価を算定し、当該疾病の治療の標準原価の費目別構成割合を把握した。 その結果、人件費が標準原価の70%超と総額の大部分を占めることが明確となり、小児喘息において治療の標準原価は重度区分（トリアージ区分）の治療の業務内容の違いではなく、在院時間と強い相関関係にあることが判明した。また、治療の標準原価と診療報酬点数を比較した結果、どの重度区分においても標準原価を下回っていることが判明した。 今後、治療の標準原価の結果に基づいた診療報酬点数の設定を提言し、小児救急の充実を図る必要性を訴えていく。 小児集中治療、新生児医療、緩和医療、小児看護、生命倫理、法学の各分野の専門家に患者家族を加えた研究班を構成し、我が国の小児患者の看取りの問題点を調査・解析し、合わせて海外の現状も調査した。 その結果をもとに、小児医療の進歩にも関わらず救命できない子どもとその家族に対してより良い医療を提供できるよう、どのような提言が可能か検討を行った。
	ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進 妊娠と薬情報センター、不妊・不育外来、遺伝外来、女性総合外来などの特殊外来および相談窓口の設置と展開により、情報収集と情報提供による双方向性コミュニケーションの確立について検討する。	ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進 ホームページを介して、授乳中の薬剤使用に関する情報を提供する等、妊娠と薬情報センターにおける患者への情報提供及び患者からの相談対応について取り組む。	ウ 成育医療に係る各種相談事業などの展開推進 ホームページにおいて、授乳中の薬剤使用に関する情報の提供として「授乳中に使用しても問題ないとされる薬剤（99薬剤）」、「授乳中には使用できない薬剤（3薬剤）」の表を公開するとともに、妊娠と薬に関する医療機関及び患者からの相談について、適切に対応した。 さらに、妊娠と薬情報センターの活動として以下の取り組みを行った。 ・相談事業の均てん化を目的とした拠点病院を2カ所増やし全国で15カ所とした ・妊婦・授乳婦専門薬剤研修で6名の薬剤師の受け入れ ・提供する情報の品質管理を目的とした成育ステートメント検討委員会の開催 ・一般医師・薬剤師を対象としたフォーラムの開催 ・平成23年度から新たに加わる予定の4病院を含めた19カ所の医師・薬剤師を対象とした研修会の実施 ・トロント小児病院への研修派遣 また、女性総合外来において、母性医療に関する相談を受け、個々の症例にあった最新で最善の治療方針について情報提供を行うとともに、厚生労働省主催の「女性の健康週間」イベントで「母性内科医からみる成熟期女性の健康」と題して講演を行った。 その他、ホームページにおいて、下記事項について情報提供を行うとともに患者からの相談等についても取り組みを行った。 ・先天性心疾患に関する情報を提供するとともにメールアドレスを公開し、患者からの相談対応を行った。 ・肥厚性皮膚骨膜症について、一般向け疾患解説ページを開設した。